

第3章 中央区の乳幼児人口・出生状況及び子ども・子育て支援の現状

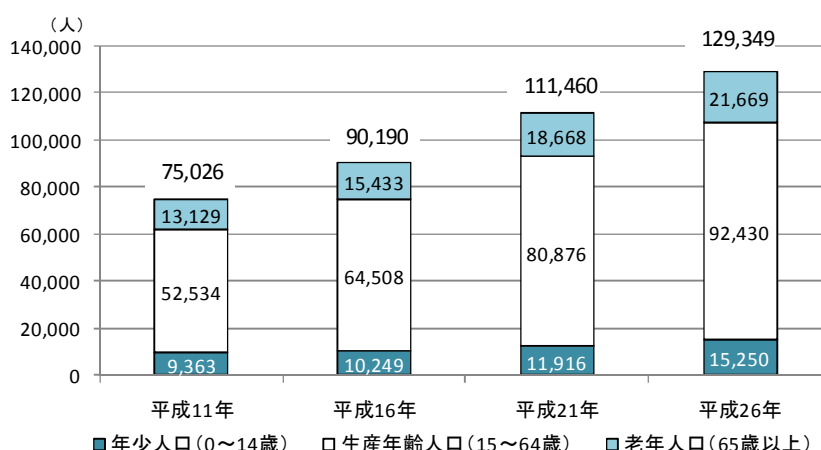
1 中央区の乳幼児人口・出生状況

(1) 人口の推移

平成26年4月1日現在の総人口は15年前と比較すると1.7倍の129,349人となっています。

年齢3区分別の人口動向をみると、各区分で人口は増加傾向にあります。子育て世代といわれる30代から40代の人口増に合わせて年少人口が急速に増加しています。

年齢3区分別人口の推移

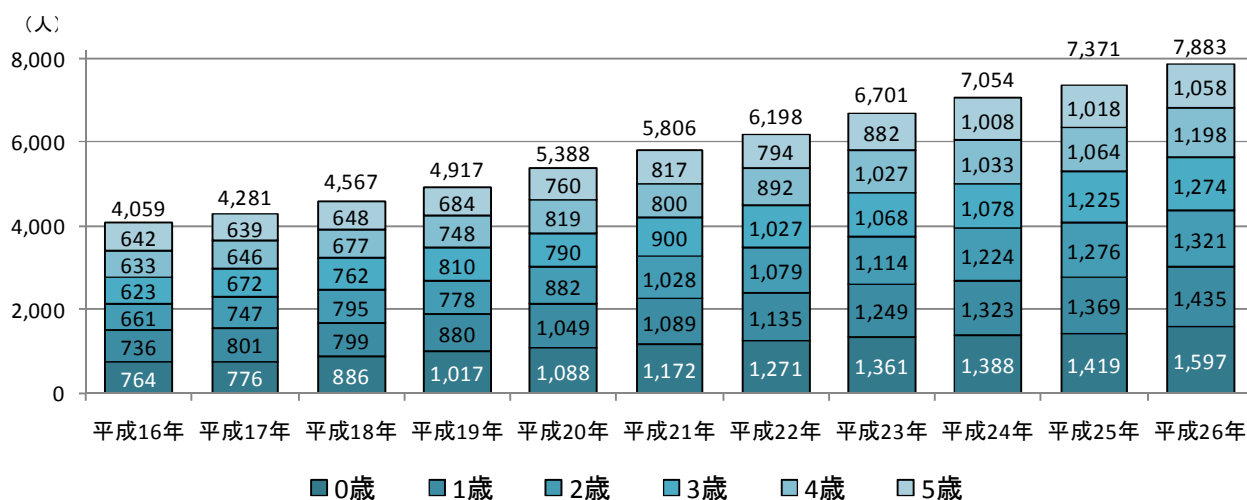


※各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」

(2) 乳幼児人口の推移

平成16年から0～5歳の乳幼児人口の推移をみると、平成26年の乳幼児人口は7,883人となり、10年前の約2倍に増えています。平成26年の0歳児は1,597人であり、乳児人口の約20%を占めています。

乳幼児人口の推移



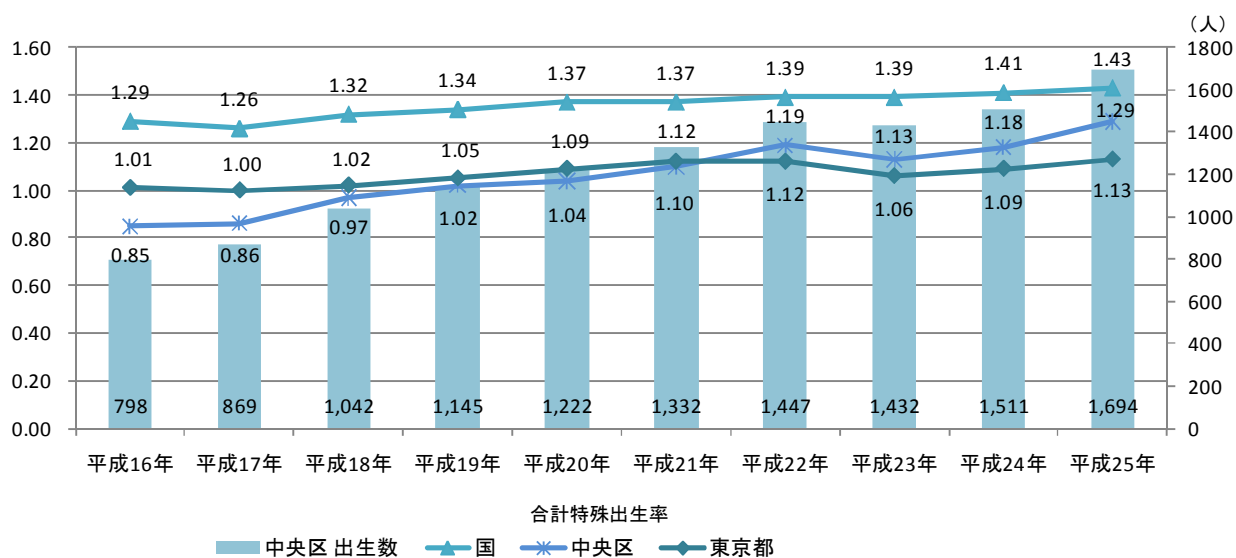
※各年4月1日現在 中央区「住民基本台帳」

(3) 出生数の推移

中央区の合計特殊出生率は東京都平均と比較して、平成 17 年では低い状況ではあるものの、平成 18 年以降徐々に増加しています。平成 22 年には東京都平均を超え、平成 25 年には 1.29 となっています。

年間あたりの出生数は、平成 18 年に 1,000 人を超え、その後も増加が続き、平成 24 年には 1,500 人を突破し、平成 25 年には 1,694 人となっています。平成 25 年と平成 16 年とを比較すると 2 倍以上の増加となっています。

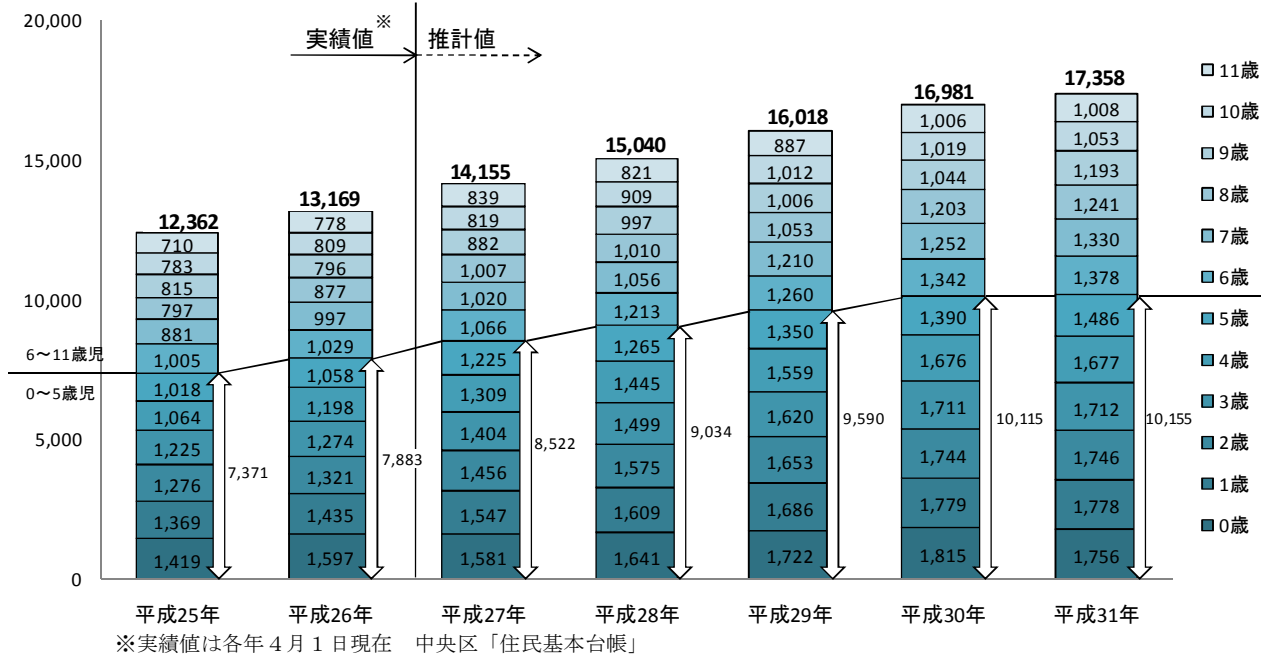
合計特殊出生率・出生数(区)の推移



※平成 24 年 8 月以降の出生数は、住基法の一部改正(24.7.9 施行)に伴い、外国人住民を含む。
 ※平成 24 年(2012)人口動態統計(確定数)の概況(厚生労働省)、人口動態統計(東京都)
 ※合計特殊出生率とは、15~49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

（４）本計画で取り扱う将来人口推計

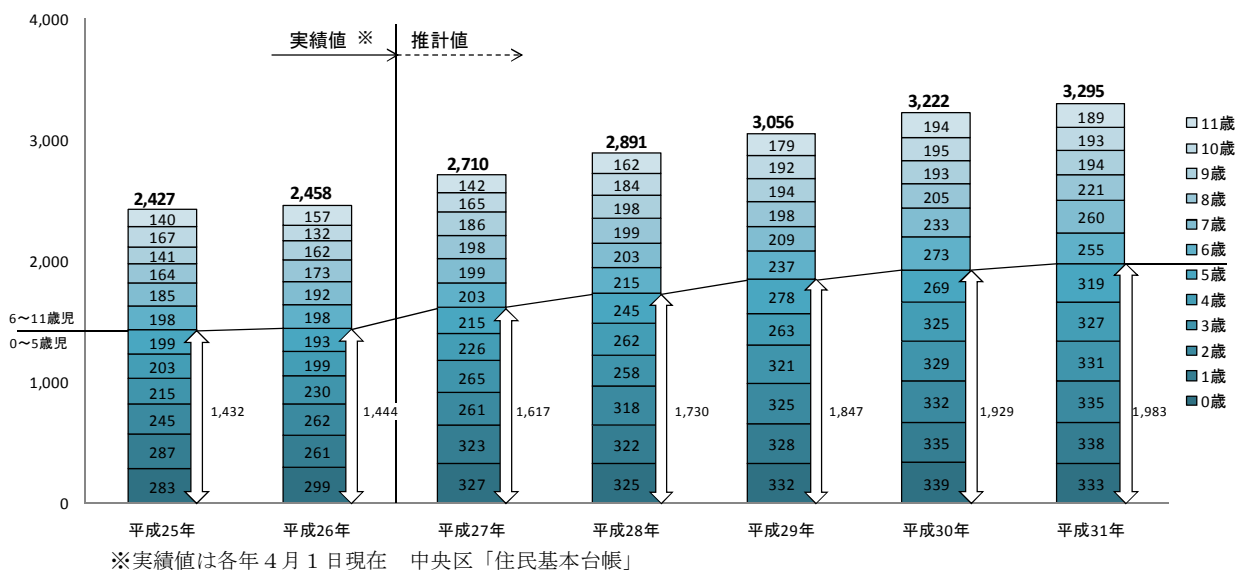
将来の人口推計では平成 27 年以降もマンション建設を含む再開発などが相次ぐことから増加傾向は続き、平成 31 年に乳幼児・小学校就学児童の人口は 1 万 7 千人を超えると推計されています。



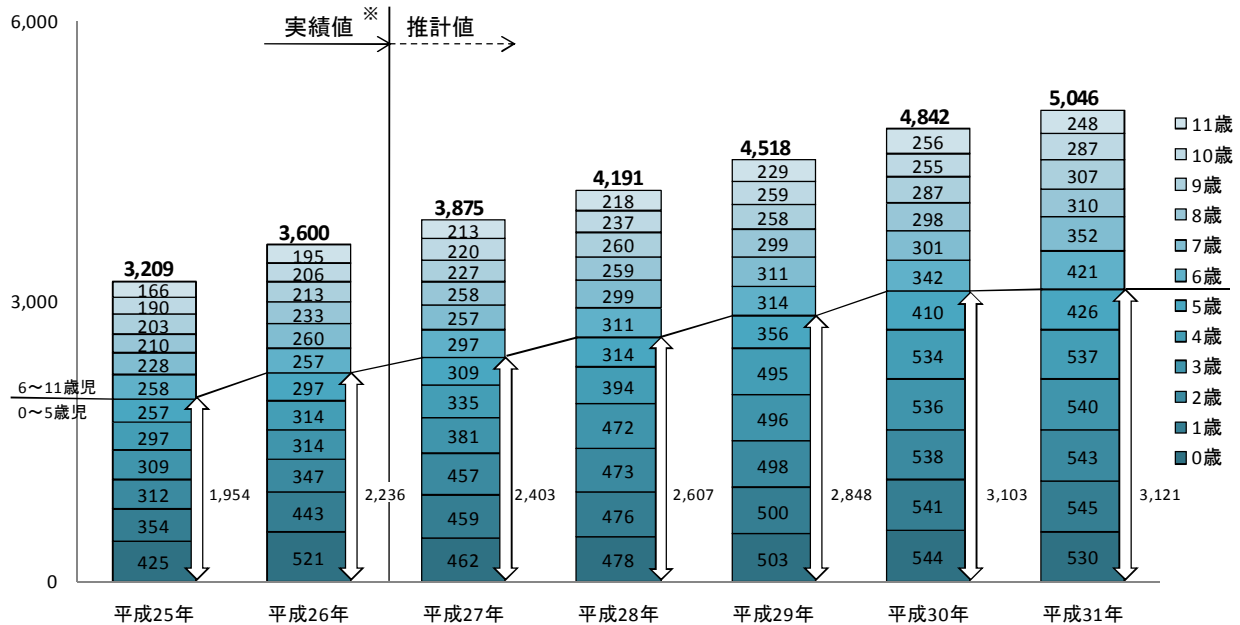
地域別の平成 26 年実績値をみると、月島地域が全区の約 5 割を占めており、次いで日本橋地域で約 3 割となっています。

京橋、日本橋、月島の 3 地域の推計値をみると、全ての地域において平成 27 年以降も増加傾向が続きます。特に日本橋地域の伸びは 3 地域の中でも大きく、平成 25 年と平成 31 年を比較すると 0～11 歳の人口が約 1.6 倍になると推測されます。これは、日本橋地域において活発に行われている世帯向け・小規模マンションの建設が今後も継続すると予想されることによるものです。

【京橋地域】

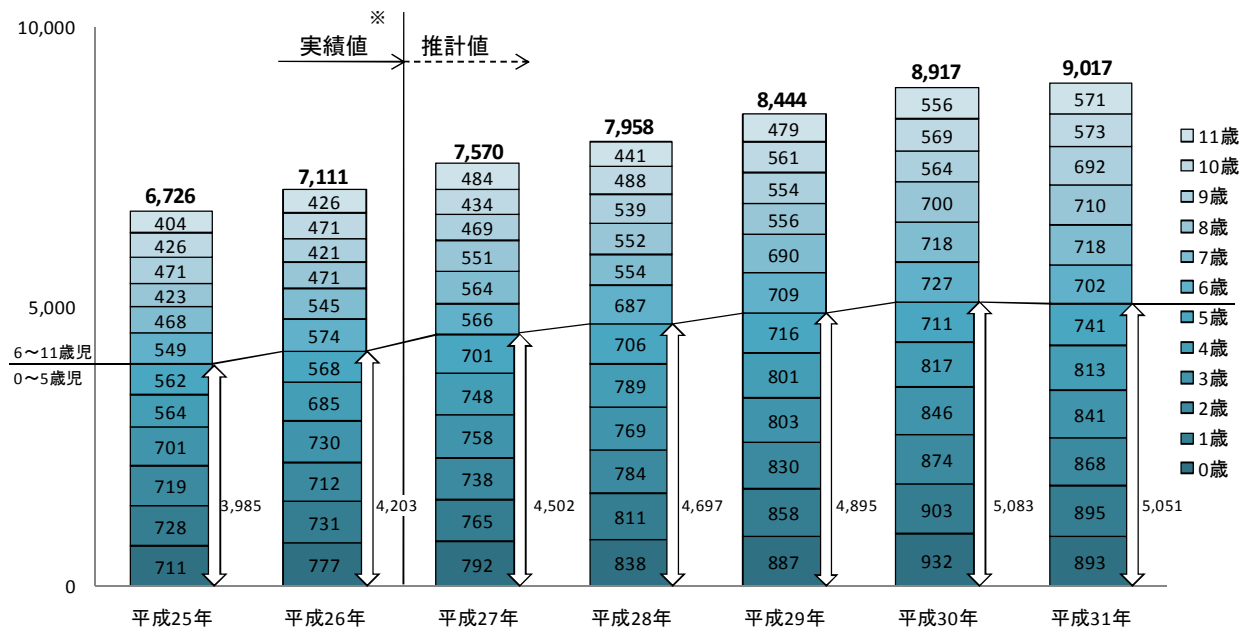


【日本橋地域】



※実績値は各年 4 月 1 日現在 中央区「住民基本台帳」

【月島地域】



※実績値は各年 4 月 1 日現在 中央区「住民基本台帳」

2 子ども・子育て支援の現状（平成26年10月現在）

（1）教育・保育施設の現状

①施設の概要と位置

認可保育所

現在、区内には認可保育所が29カ所、認定こども園3カ所が開設されています。さらに、平成27年4月には私立認可保育所3カ所の開設が予定されています。

名 称	施設数(備考)
区立認可保育所	14園(うち公設民営3園)
私立認可保育所	15園 (H27.4月に3園開設予定)
認定こども園	区立2園(保育所型) 私立1園(地方裁量) ※H27.4月に保育所型に移行)

※認可保育所：児童福祉法第35条第3項に基づき区が設置を届け出た、または、同条第4項に基づき民間事業者が知事の許可を受けて設置した児童福祉施設



認証保育所

現在、区内には16カ所の認証保育所が開設されています。

名 称	施設数(備考)
東京都認証保育所	16園

※認証保育所：大都市の特性に着目した都独自の基準（認証基準）を満たし、都知事が認証した施設



区立幼稚園

現在、区内に13カ所の区立幼稚園を開設しています。そのうち、3園で16時30分までの預かり保育を実施しています。

名 称	施設数(備考)
区立幼稚園	13園
預かり保育 実施園	うち3園



事業所内保育施設・院内保育施設・ベビーホテル等

現在、企業が設置した主として従業員の子どもに保育を提供する事業所内保育施設が10施設あります。また民間のベビーホテルが15施設、保育士等の資格がある養育者がその自宅等で少人数の子どもを保育する家庭福祉員（保育ママ）が6名います。

名 称	施設数(備考)
事業所内 保育施設	10施設 (事業所8、院内2:主として従業員の子どもに保育を提供)
ベビーホテル	15施設 (都や区の認証、認定がないもののうち、午後7時以降の保育、宿泊を伴う保育、時間単位での児童の預かりを行っている施設を指す)
その他認可 外保育施設	1施設
家庭福祉員 (保育ママ)	日本橋地域 4名 京橋地域 0名 月島地域 2名



※事業所内保育施設およびベビーホテル等は東京都や区の認証、認可のない施設で都に届け出たもの

②幼稚園・保育所入所状況等

平成22年度と平成26年度を比べると、保育ニーズ率が34.8%から41.9%に上昇しているのに対し、幼稚園入所率は51.6%から43.7%に落ちています。共働きが増え、保育所を希望する人がより年々増加していることがみてとれます。

平成22年度		各年度4月1日現在					
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,271人	1,135人	1,079人	1,027人	892人	794人	6,198人
		2,214人			2,713人		
保育所等入所者数 B	220人	781人			1,007人		2,008人
待機児童数 C	20人	106人			26人		152人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	240人	887人			1,033人		2,160人
保育ニーズ率 D/A	18.9%	40.1%			38.1%		34.8%
幼稚園入所者数 E	—	—	—		1,400人		
入所率 E/A	—	—	—		51.6%		
平成23年度							
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,361人	1,249人	1,114人	1,068人	1,027人	882人	6,701人
		2,363人			2,977人		
保育所等入所者数 B	235人	940人			1,131人		2,306人
待機児童数(新定義) C	0人	40人			0人		40人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	235人	980人			1,131人		2,346人
保育ニーズ率 D/A	17.3%	41.5%			38.0%		35.0%
幼稚園入所者数 E	—	—	—		1,511人		
入所率 E/A	—	—	—		50.8%		
平成24年度							
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,388人	1,323人	1,224人	1,078人	1,033人	1,008人	7,054人
		2,547人			3,119人		
保育所等入所者数 B	246人	1,037人			1,240人		2,523人
待機児童数(新定義) C	8人	70人			1人		79人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	254人	1,107人			1,241人		2,602人
保育ニーズ率 D/A	18.3%	43.5%			39.8%		36.9%
幼稚園入所者数 E	—	—	—		1,512人		
入所率 E/A	—	—	—		48.5%		
平成25年度							
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 0歳～5歳 A	1,419人	1,369人	1,276人	1,225人	1,064人	1,018人	7,371人
		2,645人			3,307人		
保育所等入所者数 B	284人	1,114人			1,389人		2,787人
待機児童数(新定義) C	25人	153人			15人		193人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	309人	1,267人			1,404人		2,980人
保育ニーズ率 D/A	21.8%	47.9%			42.5%		40.4%
幼稚園入所者数 E	—	—	—		1,497人		
入所率 E/A	—	—	—		45.3%		
平成26年度							
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
		2,756人			3,530人		
保育所等入所者数 B	323人	1,266人			1,576人		3,165人
待機児童数 C	46人	89人			0人		135人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	369人	1,355人			1,576人		3,300人
保育ニーズ率 D/A	23.1%	49.2%			44.6%		41.9%
幼稚園入所者数 E	—	—	—		1,541人		
入所率 E/A	—	—	—		43.7%		

平成 26 年度（詳細）

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
学齢別人口 (A)	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
認可保育所 (B)	221人	441人	479人	490人	434人	403人	2,468人
入所率 (B)/(A)	13.8%	30.7%	36.3%	38.5%	36.2%	38.1%	31.3%
認証保育所 (C)	98人	171人	170人	109人	79人	61人	688人
入所率 (C)/(A)	6.1%	11.9%	12.9%	8.6%	6.6%	5.8%	8.7%
家庭福祉員 (D)	4人	5人	0人	—	—	—	9人
入所率 (D)/(A)	0.3%	0.3%	0.0%	—	—	—	0.1%
待機児数 (新定義) (E)	46人	74人	15人	0人	0人	0人	135人
待機率 (E)/(A)	2.9%	5.2%	1.1%	0.0%	0.0%	0.0%	1.7%
小計 (保育ニーズ) (F)	369人	691人	664人	599人	513人	464人	3,300人
保育ニーズ率	23.1%	48.2%	50.3%	47.0%	42.8%	43.9%	41.9%
学齢別人口 3～5歳 (G)	—	—	—	1,274人	1,198人	1,058人	3,530人
幼稚園入所者数 (H)	—	—	—	517人	544人	480人	1,541人
幼稚園入所率(H)/(G)	—	—	—	40.6%	45.4%	45.4%	43.7%
合計 (I)	369人	691人	664人	1,116人	1,057人	944人	4,841人
その他 (A-I)	1,228人	744人	657人	158人	141人	114人	3,042人
就 園 率 等 (I)/(A)	23.1%	48.2%	50.3%	87.6%	88.2%	89.2%	61.4%

※保育所等入所者数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の合計

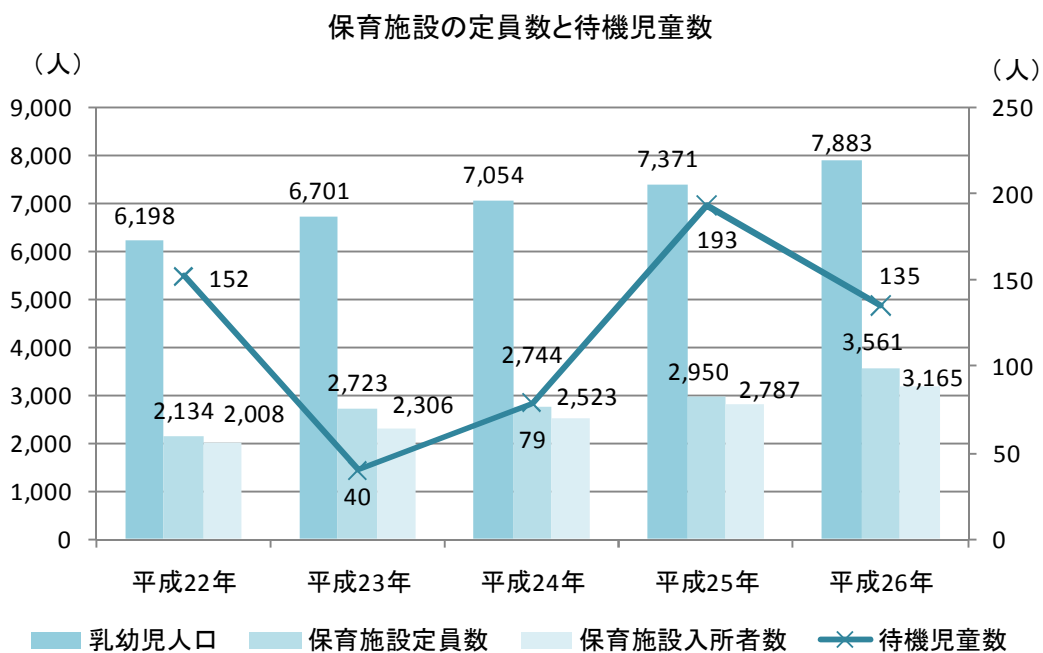
※待機児童数…「認可保育所への入所申込みをしており、入所要件に該当しているが、入所していない児童の数」から「認証保育所・家庭福祉員等で保育を受けている者、及び近くに入所可能な保育所があるにもかかわらず、保護者の都合で入所しない者」を除いた児童の数(厚生労働省の定義による)

※保育ニーズ率…保育所等入所希望者数(保育所等入所者数+待機児童数)÷0～5歳児人口

※幼稚園入所率…幼稚園入所者数÷3～5歳児人口

③保育施設の定員数と待機児童数

保育施設については、過去5年で定員数を1,427人増やしていますが、入所者数も1,157人増えています。待機児童数については、平成22年に152人となったことから、施設整備による定員拡大を行い、定員数が増えた平成23年は40人と一旦は減少したものの、乳幼児人口の増加と保育ニーズ率の上昇も相まって平成24年は79人、平成25年は193人に増加しました。平成26年度は認可保育所6カ所の新規開設による定員拡大により、135人に減少しています。



※各年4月1日の実績値

※保育施設定員数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の合計

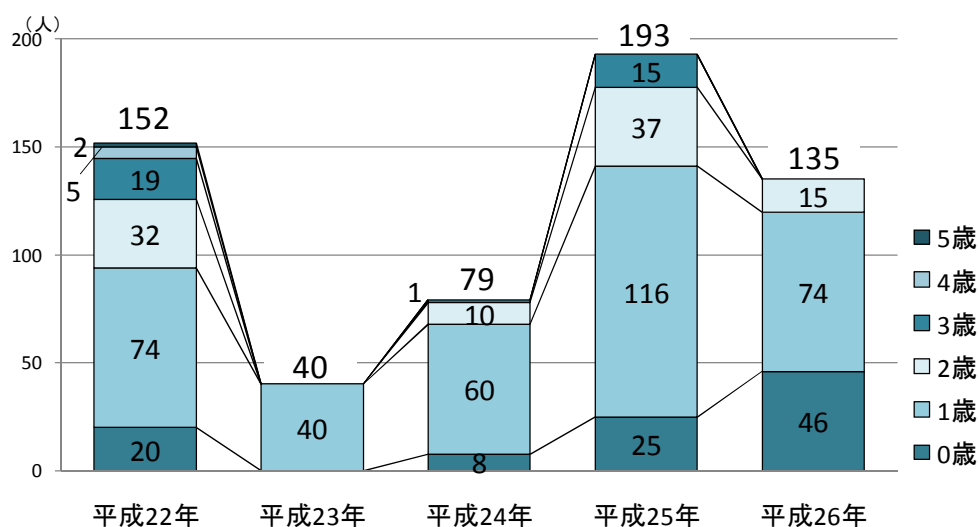
④待機児童の現状

年齢別の待機児童数を見ると、過去5年を通じて1歳児が最も多くなっています。

一方、4歳児・5歳児については平成23年以降、待機児童数が0人になっています。

また、平成25年度に1歳児が申込者の3割しか入所できない状況であったため、0歳児の方が入所しやすいと認識した人が多く、0歳児の入所申込数が増えたことが要因で、平成26年度は0歳児の待機児童数が増加しました。

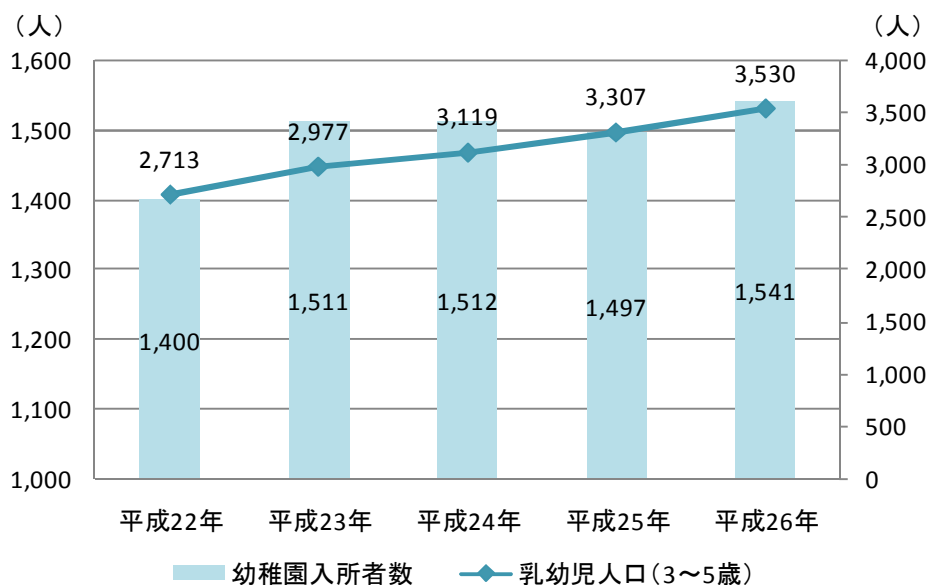
年齢別・待機児童数



⑤区立幼稚園の現状

幼稚園については、現在、13園が開園されています。3～5歳児の増加とともに、入園者数は平成23年度まで毎年100人程度増加していましたが、それ以降はほぼ横ばいです。

区立幼稚園の入所者数(園児数)



※各年4月の入園式の日現在

(2) 地域子ども・子育て支援事業の概要

①各事業の概要

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業のうち、現在、中央区で実施している事業の概要と事業実績を以下に示します。

1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

- ・ 保育所申込み等に関する相談体制

保育園長を経験した元保育士2名を窓口配置し、保育所入所申込みや保育所利用に関する保護者からの様々な問い合わせや相談に対応しています。

- ・ 子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
認可保育所入所申込 受付件数(件)	914	930	952	1,282	1,462
「あかちゃん天国」での 相談件数(件)	957	716	874	847	738

2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所や認定こども園等の定期的な保育事業において、通常保育後の時間に、延長して保育を行います。

中央区では認可保育所、区立認定こども園（長時間保育）で実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。

- ・ 延長時間：通常保育終了時から1時間 概ね午後6時30分から午後7時30分まで
月極延長保育料：通常保育料の概ね10%
スポット延長保育料：1回400円
- ・ 京橋こども園のみスポット夜間保育があります。

(①午後7時30分から午後9時：1回1,000円)

(②午後7時30分から午後10時まで：1回1,400円)

また、認証保育所では、利用契約により19時以降の保育を行っています。

	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成26年 4月1日現在	スポット延長保育 固定枠(区立 1園あたり3人)
延長保育利用定員数(人)	218	236	253	292	337	442	48
月極延長保育実利用者数(人)	158	156	163	171	201	197	
認証保育所19時以降契約者数 (21～25年度は月平均)	68	65	73	116	105	95	

3)-1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施されます。

中央区では区立児童館 8 館で学童クラブ事業を実施しています。平成 26 年度現在、小学校 1 年生～4 年生まで（心身に障害を有する児童で、集団育成指導が可能と認められる方は小学 6 年生まで）の児童を対象としています。

- ・実施場所：築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館
- ・指導日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。
- ・指導時間：下校時から午後 6 時まで（土曜日は午前 8 時 30 分から午後 5 時まで、春・夏・冬休み等は午前 8 時 30 分から午後 6 時まで（土曜日は午後 5 時まで））
- ・指導時間の延長：保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、平日（土曜日を除く）の午後 7 時 30 分まで利用できます。（1 回 400 円 月上限額 5,000 円）

各年度 4 月 1 日現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
クラブ数	11	11	11	11	13	12
定員数(人)	415	420	430	440	510	510
入所者数(人)	410	418	430	440	454	501
待機者数(人)	54	52	84	110	103	101

※児童館によっては複数のクラブ数がある

3)-2 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

中央区では区立小学校 16 校のうち、12 校で「プレディ」を実施しています。（平成 26 年 4 月にプレディ日本橋を、平成 26 年 9 月にプレディ明正を開設。中央小学校「放課後子ども広場中央」は、平成 26 年 9 月にプレディ中央として開設。）

- ・開設校：中央、明石、京橋築地、明正、日本橋、有馬、久松、佃島、月島第一、月島第二、月島第三、豊海
- ・開設日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始及び国民の休日等を除く。
- ・開設時間：プレディ設置校の放課後から午後 5 時まで（土曜日、春・夏・冬休み等は午前 9 時から午後 5 時まで）ただし、保護者の就労など特別な事情がある場合は午後 6 時まで。

各年度末現在

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施校数(校)	8	8	8	10	10
全児童数(人)	2,899	2,962	2,980	3,670	3,896
参加登録者数(人)	1,691	1,696	1,775	2,162	2,359
平日：年間参加延人数(人)	61,034	68,060	68,494	79,805	95,158
平日：1日平均参加人数(人)	305	340	344	395	473

4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。中央区では生後7日目～中学校3年生の子どもを対象に、区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。

・利用泊数

施設：原則6泊7日まで

協力家庭：原則2泊3日まで

・利用料 1泊2日6,000円（以降1日増えるごとに3,000円加算）

延利用宿泊日数(日)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
生後7日目～2歳 二葉乳児院（新宿区）	5	0	12	9	15
2歳～中3 石神井学園（練馬区）	4	68	63	43	24
2歳～小6 協力家庭（中央区内）	未実施	未実施	0	0	3

5) 幼稚園預かり保育

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護など、在園児の保護者ニーズに応えるため、京橋・日本橋・月島地域の各1園（明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園）において預かり保育を実施しています。

実施園：明石幼稚園、有馬幼稚園、月島第一幼稚園

時 間：通常教育時間終了後、午後4時30分まで（夏季休業日等は午前9時から午後4時30分まで）

対 象：預かり保育実施園の在園児

各年度4月当初の人数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
全児童数(人)	307	339	341	349	373	379
登録利用定員(人)	72	72	72	72	72	72
登録利用者数(人)	45	51	59	72	65	70
一時利用定員(人/1日あたり)	18	18	18	18	18	18
年間利用実績	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
登録者利用延べ件数(件)	5,608	6,739	7,543	8,136	6,830	
一時利用延べ件数(件)	3,881	5,301	6,293	5,550	5,888	
登録利用・一時利用 年間利用件数(件)	9,489	12,040	13,836	13,686	12,718	

6)-1 一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預かる事業です。

中央区では保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により一時的に子どもを預かる一時保育と、保護者の入院等の緊急の理由により家庭での保育が一時的に困難になった場合に子どもを預かる緊急保育があります。また、認証保育所においても、定員の空きを利用して一時預かり保育を実施しています。

【一時保育】

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、晴海こども園、京橋こども園
- ・利用時間：午前9時から午後5時まで（1時間単位での利用）
- ・対象：生後57日目以上の未就学児
- ・利用料：1時間800円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

【緊急保育】

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、子ども家庭支援センター日本橋分室、京橋こども園
- ・利用期間：原則として2日以上1か月以内
- ・対象：生後57日目以上の未就学児
- ・利用料：1日2,000円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時保育 (4施設)	乳幼児室・幼児室 延利用人数(人)	4,124	5,011	5,979	7,588	10,890
緊急保育 (3施設)	乳幼児室・幼児室 延利用人数(人)		127	211	82	121

※乳幼児室：生後57日目～2歳未満

※幼児室：2歳から6歳（未就学児）

6)-2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、京橋こども園
- ・利用時間：午後5時から午後10時まで
- ・対象：2歳～小学校6年生（京橋こども園は未就学児まで）
- ・利用料：1回2,000円

居室別延利用人数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
幼児室(2歳から未就学児)	249	165	444	331	482
児童室(小学生)	173	184	242	267	204

6)-3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

- ・利用時間：原則として午前7時から午後8時まで
- ・対象：生後57日目～小学校4年生（軽度の障害を有する場合は小学校6年生まで）
- ・利用料：1時間800円（上記の利用時間以外の場合は1時間1,000円）

会員数(人)	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
依頼会員数(人)	1,080	1,133	1,208	1,307	1,377
提供会員数(人)	210	227	241	248	236
両方会員数(人)	112	138	159	178	182
就学前・就学後合算	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
活動件数(件)	5,293	5,094	5,622	5,168	4,464

7) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

中央区では生後28日以内の新生児及び4か月までの乳児を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師）により訪問指導を行うとともに、母親の心の健康状態の把握に努めています。

	平成21年度 (統計なし)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
出生数		1,434	1,454	1,524	1,703
訪問対象者数 A		1,450	1,480	1,461	1,671
訪問件数 B		1,010	1,057	1,101	1,249
乳児健診等による把握数 C		427	405	348	417
訪問率 B/A		69.7%	71.4%	75.4%	74.7%
把握率 (B+C)/A		99.1%	98.8%	99.2%	99.7%

※訪問対象者数…出生後、訪問の対象となる時期（3か月時点）に区民である者。転入・転出等の異動があるため、出生数とは乖離がある。

8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

中央区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに、個別ケース検討会議や実務者会議などを開催しています。

養育支援訪問件数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
育児・家事援助(件)	未実施	90	187	327	75
専門的相談支援(件)	未実施	18	22	21	20

要保護児童対策地域協議会会議開催回数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議 開催回数	17	18	14	17	15

9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。子ども家庭支援センター及び区立児童館6館で実施しています。

- ・実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」、築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、月島児童館、晴海児童館
- ・利用時間：午前9時から午後5時まで
- ・対象：0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者、妊娠中の方
- ・利用料：無料

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
拠点数(力所)	5	5	5	6	6
乳幼児利用人数(人) A	37,848	43,278	46,409	47,295	57,360
保護者利用人数(人) B	35,914	41,180	44,049	46,792	55,192
延べ開館日数 C	1,519	1,524	1,529	1,632	1,869
1箇所1日あたり平均利用人数(人) (A+B)÷C	49	55	59	58	60

10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

中央区では区が委託する医療機関または認証保育所の3施設の保育室で預かる事業を実施しています。

利用時間：午前9時から午後5時30分まで

対象：生後7ヵ月～小学校3年生

利用料：1日2,000円

利用延べ人数(人)		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
病児・病後児保育室	京橋地域 ※ 聖路加国際病院附属保育所 聖路加ナーサリ	31	294	483	541	589
病後児保育室	日本橋地域 さわやか保育園・日本橋浜町	333	436	402	472	408
	月島地域 小森小児科医院 病後児保育室	521	833	934	908	869

※ 聖路加ナーサリは平成22年6月から開始。それ以前はポピンズナーサリ京橋で実施。

11) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

中央区では母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準）及び超音波検査の費用の一部等を助成しています。

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊娠届出数 (母子健康手帳交付件数) (件)		1,693	1,785	1,741	2,021	2,015
妊婦健診受診件数 (件)	1回目	1,529	1,555	1,549	1,800	1,850
	2～14回目	13,948	14,882	14,606	16,873	18,175

②主な施設の概要と位置

現在、区内には小学校児童を対象とした学童クラブが8児童館、子どもの居場所「プレディ」が12小学校内で実施されています。また、0～3歳までの就学前児童を対象とした地域子育て支援拠点事業「あかちゃん天国」が7カ所、一時預かり保育が4カ所、病児・病後児保育が3カ所で実施されています。

名 称	施設数(備考)
学童クラブ	8児童館
子どもの居場所「プレディ」	12小学校
あかちゃん天国	子ども家庭支援センター及び6児童館
一時預かり保育	4カ所
病児・病後児保育	3カ所

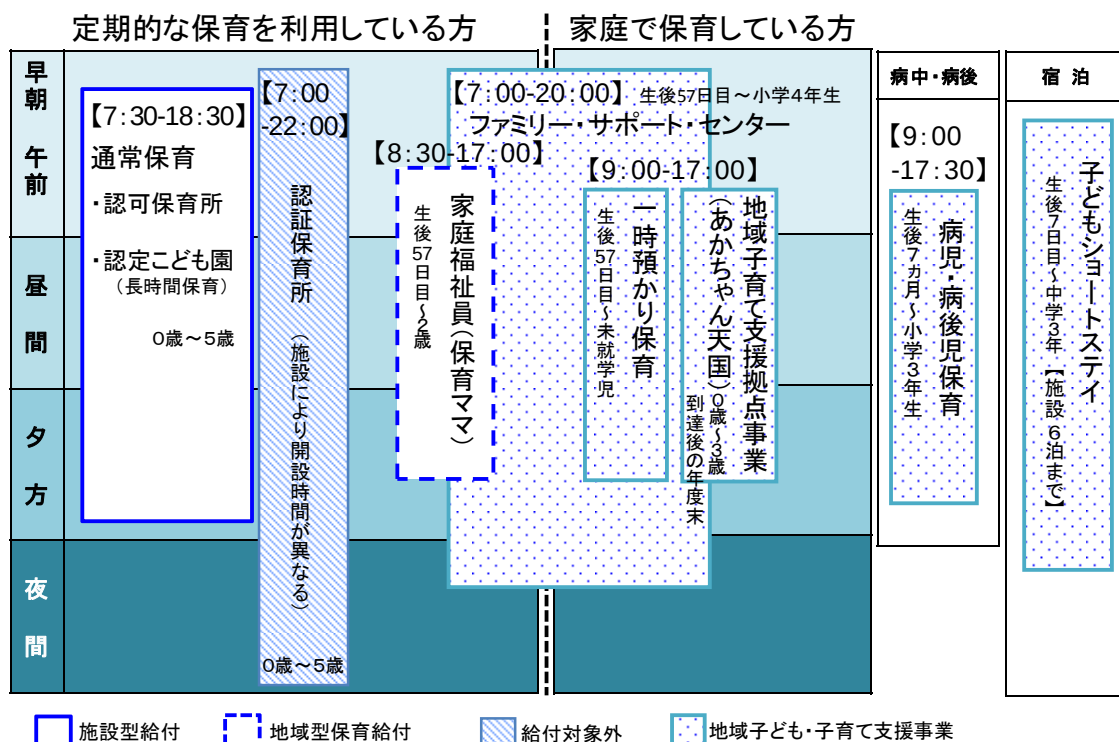


③年齢別・対応事業

0 歳児

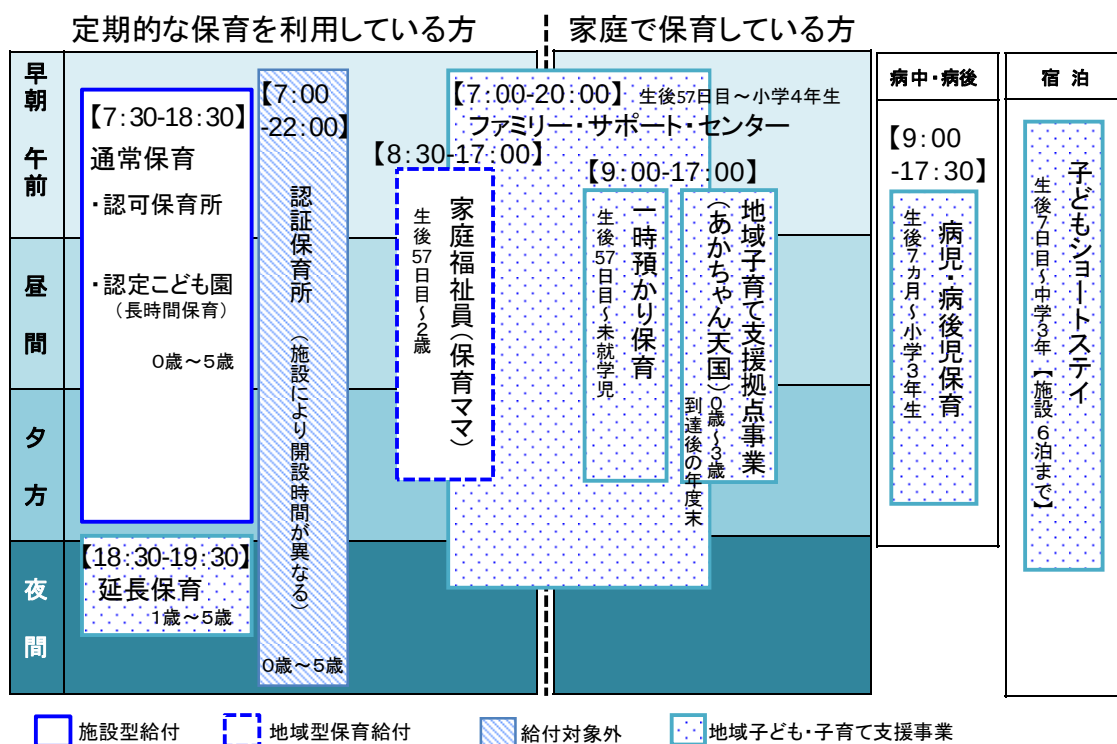
0 歳児の認可保育所等の通常保育時間は 18 時 30 分までとなっています。

主に 0～2 歳を対象とした事業として、身近な場所で親子の交流や育児相談等を行う「地域子育て支援拠点事業（あかちゃん天国）」があります。また、0 歳から未就学児を対象とし、就労の有無に関わらず利用できる「一時預かり保育」や、就学後も利用できる事業として「病児・病後児保育」および「子どもショートステイ」があります。



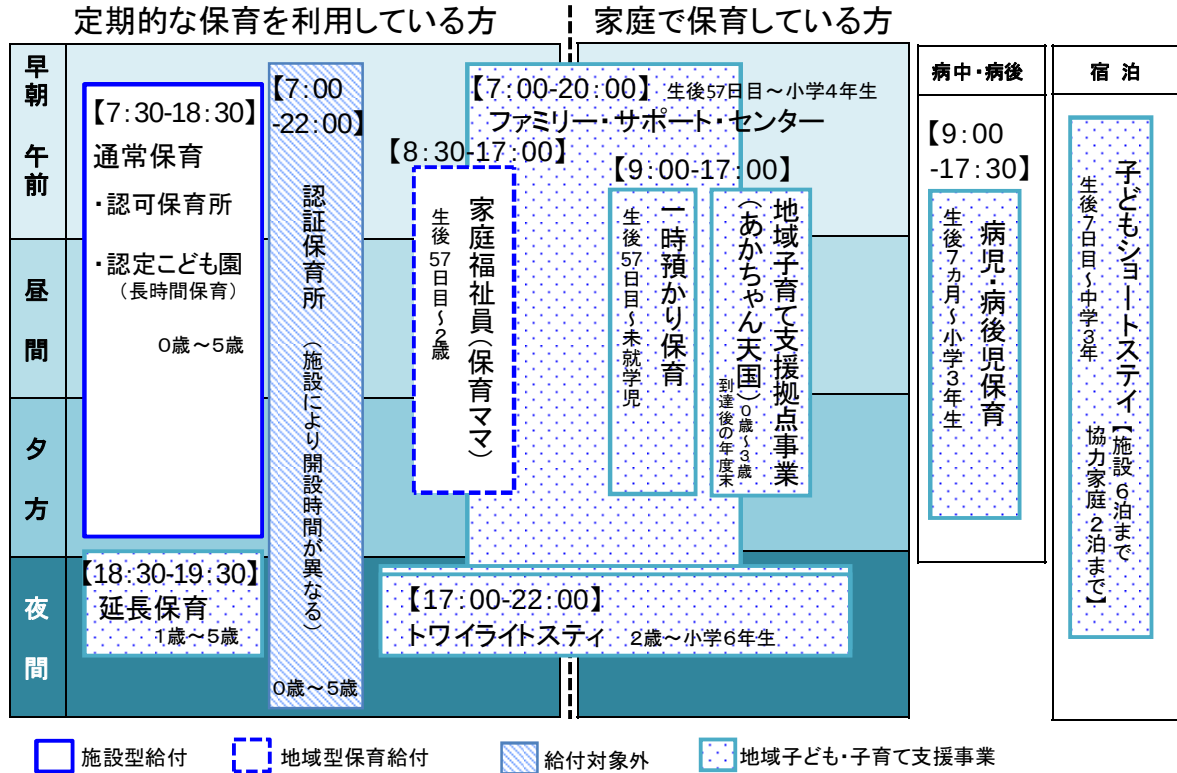
1 歳児

1 歳～5 歳では 18 時 30 分～19 時 30 分の延長保育の利用が可能です。



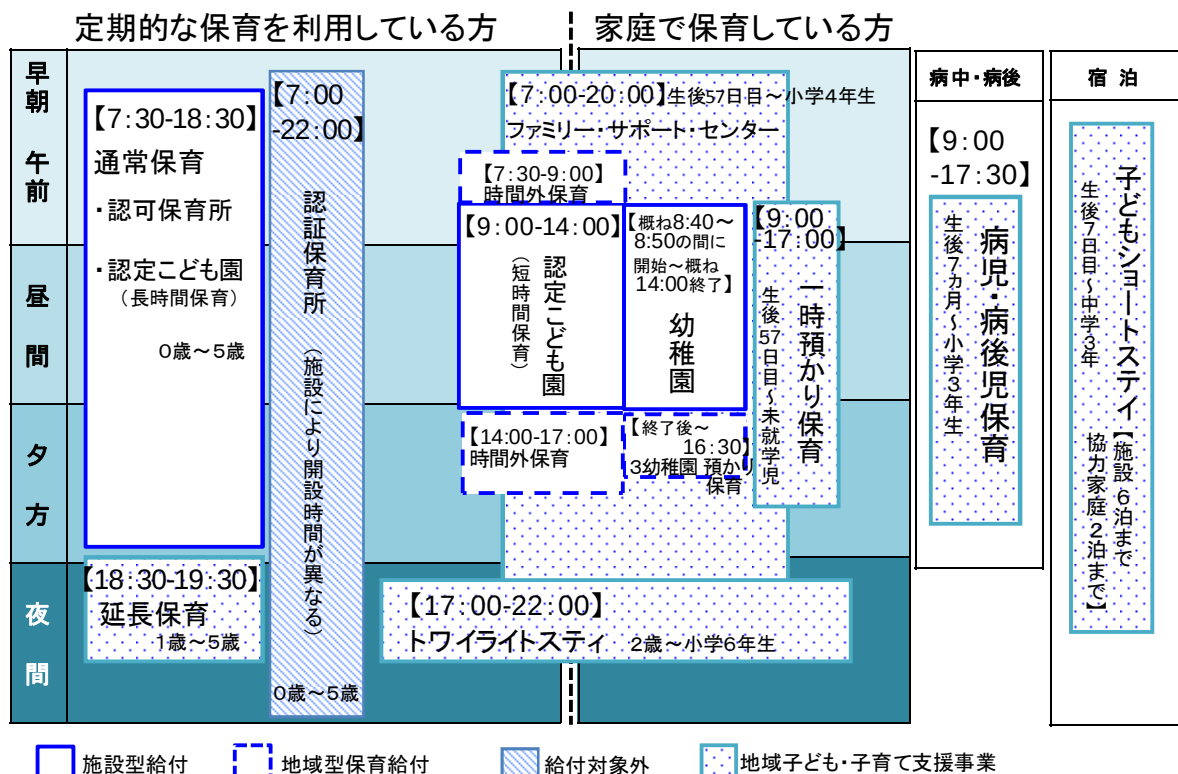
2 歳児

2歳児～小学校6年生を対象に、保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に一時的に子どもを預かる「トワイライトステイ」を実施しています。また、2歳より「子どもショートステイ」は協力家庭でも行っています。



3～5 歳児

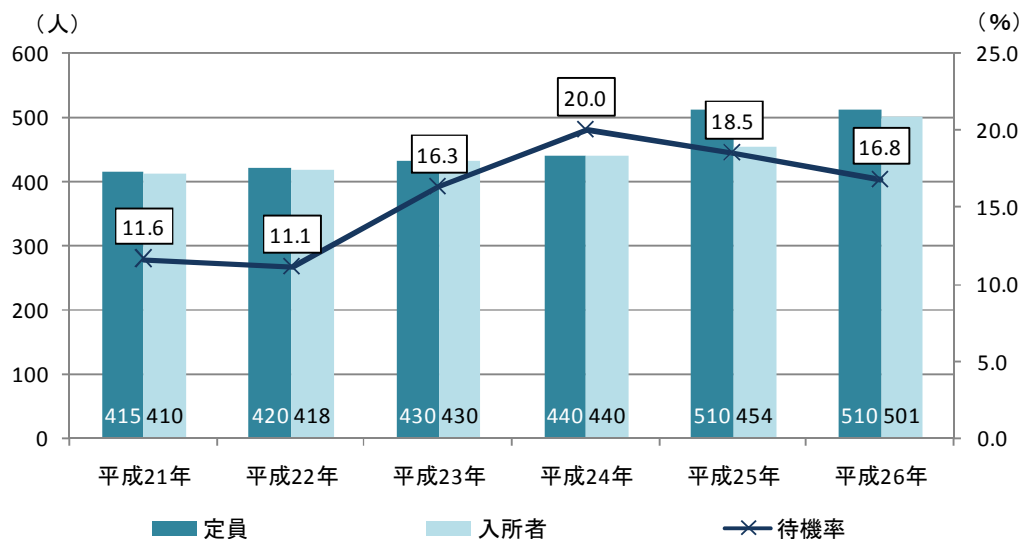
3～5歳児では「幼稚園」や「認定こども園」での短時間保育が対象になります。



④学童クラブの現状

就学児童を対象とした学童クラブの現状としては、年々、入所希望が増加しており、特に築地、佃、勝どき児童館の待機者が多い状況ですが、平成 26 年度の待機率は若干下がっています。

学童クラブの定員・入所者及び待機率の推移



※各年 4 月 1 日実績値

平成 26 年度学童クラブ待機状況調べ（平成 26 年 4 月 1 日現在）

施設名	クラブ数	定員	入所者			待機者			入所率	待機率
			合計	区内	区外	合計	区内	区外		
築地児童館	1	40	40	40	0	16	16	0	100%	28.6%
新川児童館	1	45	45	45	0	10	10	0	100%	18.2%
堀留町児童館	1	45	43	42	1	0	0	0	96%	0.0%
浜町児童館	1	40	40	40	0	7	7	0	100%	14.9%
佃児童館	2	90	90	90	0	21	21	0	100%	18.9%
月島児童館	2	80	80	80	0	7	7	0	100%	8.0%
勝どき児童館	2	90	90	90	0	40	40	0	100%	30.8%
晴海児童館	2	80	73	72	1	0	0	0	91%	0.0%
合 計	12	510	501	499	2	101	101	0	98%	16.8%

※待機率＝待機者数÷（入所者数＋待機者数）入所希望者全体に対する待機者

すべての子どもの健やかな育ちを支援します

1 母と子の心身の健康づくり

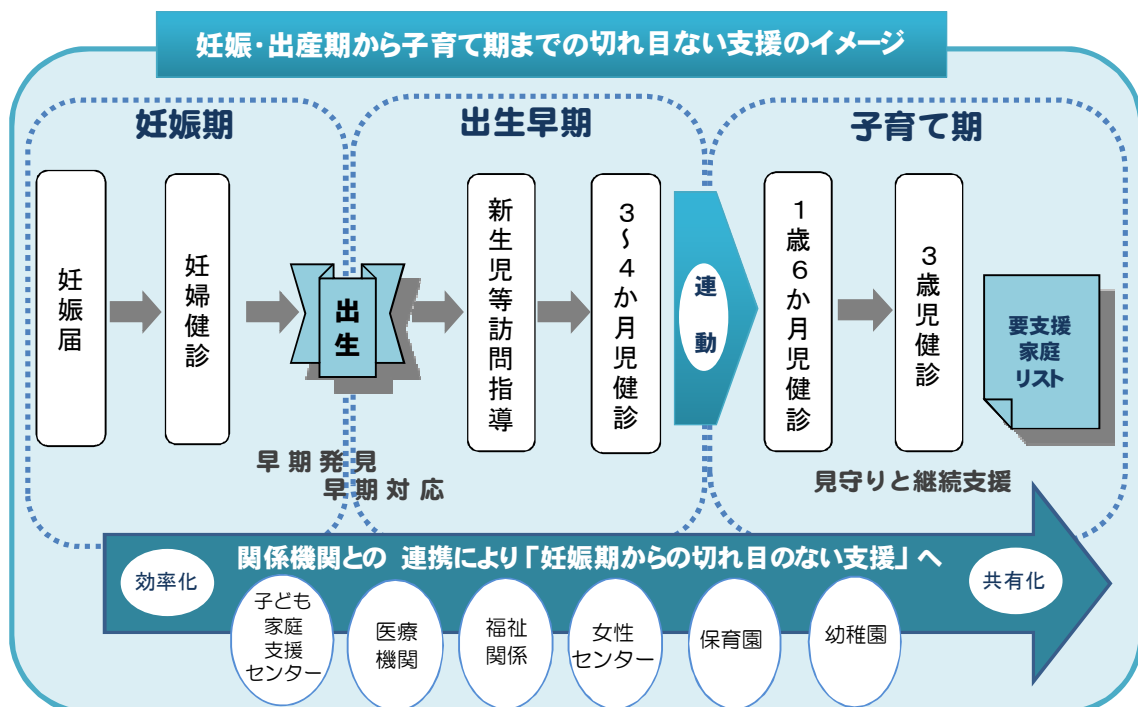
現状と課題

本区の0歳児人口は、平成26年10月1日現在で1,649人を数え、平成21年10月1日時点の1,198人から5年間で37.6%増加しています。さらに、本計画における人口推計では、平成30年に1,815人に達することが見込まれ、母子保健に関する施策は今後も重要な取組として継続していく必要があります。また、核家族化の進展等により子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えていきます。加えて、妊娠・出産時は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期でもあります。妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しみ、また、同時に子どもが心身ともに健やかに成長していくことは大変重要です。

中央区では、新生児等訪問指導等による母子の状況把握、妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査などの健康支援により育児不安の解消を図るとともに、パパママ教室やプレママ教室のほか相談支援等の取組を実施し、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど保護者の子育てする力の向上について取り組んでいます。

このような母と子の心身の健康づくりに関する事業について、「ニーズ調査」では概ね半数以上が「知っている」と回答しており、事業の利用にもつながっています。

今後も妊娠・出産期から子育てに至る時期まで切れ目のない支援を行い、親子とその家族が安心して過ごせるための取組が必要です。



取組の方向性

- 子育てに対する不安感や孤立感の解消をより一層推進するため、関係機関との情報共有・連携を強化することに加え、妊娠期から幼児期までのきめ細やかで一貫した母子の健康支援体制の充実に努めます。
- 休日・夜間の急な受診に対応できるよう、引き続き小児医療体制を確保し、安心して子育てできる医療環境を提供します。

主な事業

(1) 母子保健教育（プレママ教室、パパママ教室）

【担当課：健康推進課】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組めます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
プレママ教室：12回、延823人 働く女性のためのプレママ教室：5回、105人 パパママ教室：16回、794人	引き続き、パパママ教室、働く女性のためのプレママ教室、プレママ教室を実施することにより、保護者の子育てする力の向上に取り組んでいきます。

(2) 妊婦健康診査

【担当課：健康推進課】

母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施します。そのうち、妊娠確定後の検査（最大 14 回：国基準）及び超音波検査の費用の一部等を助成します。

聖路加国際病院ほか区内 10 ヲ所の妊婦健康診査実施医療機関に委託して、必要な妊婦健康診査を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<妊婦健診受診件数> 1回目：1,850件 2～14回目：18,175件	国が示す妊婦健診の実施基準を踏まえ、検査項目等に検討を加えながら、妊婦健康診査を実施していきます。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 118 頁参照

(3) 乳児家庭全戸訪問事業（新生児等訪問指導）

【担当課：健康推進課】

生後 28 日以内の新生児及び 4 カ月までの乳児を対象に、保健師及び委託訪問指導員（保健師、助産師等）により訪問指導を行うとともに、母親の心の健康状態の把握に努めます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
出生数：1,703人 訪問率：74.7% 把握率：99.7%	出生数(0歳児人口推計)：1,756人 生後28日以内の新生児及び4カ月までの乳児を対象に実施します。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第 5 章 114 頁参照

(4) 乳幼児健康診査

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図っていくため健康診査を実施するとともに、健康上問題のある場合は早期に治療を受けるよう指導を行います。また、健診未受診者については状況把握を徹底し、親のメンタルヘルスや子育てに課題のある家庭のケースに沿った早期からの支援につなげます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
3～4か月健康診査：1,507人 1歳6か月児健康診査：1,212人 3歳児健康診査：1,151人	引き続き、乳幼児健康診査を実施することによる健康支援に加え、健診未受診者の状況把握についても充実し、育児不安の更なる解消を図っていきます。

(5) 乳幼児健康相談（フリー乳健）

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長、発達、病気、育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
乳幼児健康相談：48回、2,628人	引き続き、相談支援の取組を実施することにより、保護者が抱える悩みや不安を解決・軽減し、子育て支援に取組んでいきます。

(6) 予防接種、任意予防接種の費用助成

【担当課：健康推進課】

感染症による患者の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく各種予防接種及び任意予防接種を実施します。また、乳幼児の保護者負担軽減と接種忘れを防止するため、スマートフォン等を利用して、予防接種スケジュールの自動生成と接種時期の勧奨等を行うサービスを行います。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<任意予防接種助成> 水痘ワクチン:1,819人 おたふくかぜワクチン:1,918人 先天性風しん症候群緊急対策事業（償還分含）:2,287人	引き続き、予防接種法に基づく各種予防接種及び任意予防接種を実施するとともに、乳幼児の保護者負担軽減と接種忘れを防止するための支援を行っていきます。

(7) 食育の推進

■ 保育園での取組

【担当課：子育て支援課】

園児が食への興味・関心を高めるため、クッキング保育・食に関する話・セレクト給食などの取組を年齢に応じて行います。また、保護者が家庭での食への関心を高めるため、食育講習会・食事相談を行い、レシピ集・食育リーフレット・食べ物だよりなどを配布します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
クッキング保育:203回 食に関する話:165回 セレクト給食:47回 食育講習会:11回 食事相談:66回 レシピ集:2,500部発行 リーフレット:4,000部発行 食べ物だより:12回配布	引き続き、子どもの生活・食事の状況を共有し、子育て世帯の食への関心を高めるように食育を推進します。

■ 保健所・保健センターでの取組

【担当課：健康推進課】

親子で楽しく参加できるクッキング教室の開催により、体験を通じた食育の推進を図っています。また、幼い頃からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、生活の基盤をなす家庭における「家族との共食」を柱とする子どもへの食育を推進します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
小児肥満予防教室:6回、延べ182人 親子食育教室:1回、20人 キッズクッキング:1回、41人 子育てクッキング:3回、87人 「おいしいかんたんメニュー集」発行:3,000部	引き続き、幼少のころから食に関する正しい知識を高め、健康的な食生活を実践できるよう、子どもへの食育を推進していきます。

（８）子どもの事故予防対策

【担当課：健康推進課】

事故予防についての乳幼児健診での集団教育・講習会などの実施や啓発コーナーの設置により、発達段階に応じた事故防止対策の普及・啓発を行っていきます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
子どもの事故予防講演会：2回、67人 乳幼児健診等における事故予防教育：3,568人 保健所・子ども家庭支援センターでのパネル展示	乳幼児健診等における集団教育や講習会の実施により、引き続き発達段階に応じた事故防止対策の普及・啓発を行っていきます。

（９）平日準夜間小児初期救急診療および休日応急診療所等運営

【担当課：福祉保健部管理課】

区民が安心して生活できるよう、平日準夜間小児初期救急診療事業や休日応急診療所等を引き続き運営していくとともに、休日応急診療所昼間診療施設の入院施設を1床確保します。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<小児科診療対応> 休日祝日等：3か所 平日準夜間：1か所	引き続き休日応急診療所等の運営と病床確保を実施します。



虹のサービス（区民どうしのたすけあい家事サポート）

中央区社会福祉協議会では、産前産後の家事援助などを必要としている方に、地域にお住まいの協力会員が家事などのお手伝いをするたすけあい活動「虹のサービス」を実施しています。

●対象となる家庭

区内在住で次のいずれかに該当する方

- ① 健康状態が不安定、障害や持病があり妊娠や出産によって家事が困難になることが予想される方
- ② 産前産後の家事について、家族などの支援が受けられない方

●サービス内容

掃除、洗濯、買物、食事の支度、代行など、普段ご家庭で日常的に行っている家事をお手伝いします。

サービス期間は、原則として出産前後の2～3カ月程度です。

（※保育等のお子さんのお世話はできません。）



2 生きる力を育む教育体制の推進

現状と課題

子どもたちを取り巻く教育環境は、都市化や核家族化、情報化などのさまざまな社会情勢の変化により大きく変わってきています。また、子どもたちの規範意識の低下、学ぶ意欲や学力の低下、問題行動など、家庭や地域の教育力の低下などが問題となっています。

このような環境のなかにある次代を担う子どもたちに対し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を培うことが重要です。

中央区では、全小学校に体育指導補助員を配置し、体育授業での実技指導の充実やマイスクールスポーツを推進してきました。また、保護者や地域とともに道德教育について考える講座や、命の尊さや友情の大切さを訴える「命と心の授業」を開催し、社会性や規範意識の形成、友情や思いやりの心を育成を図ってきました。

今後ともたくましく生きるための健やかな体を育むとともに、他人を思いやる心を育むなど、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成に向けたきめ細やかな指導の一層の充実が必要です。

また、就学前の教育・保育に関しては、平成20年に幼稚園教育要領・保育所保育指針が告示され、幼稚園における「預かり保育」の実施や、保育所において幼稚園と同様の「教育」の部分の目標を達成していくことが強化されました。このようにして幼稚園・保育所のどちらに在籍していても、地域の実情や保護者のニーズに応じて、教育・保育を一体的に受けられる対応を進めてきました。

今後は教員・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化といったソフト面としての一層の充実を図り、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図っていくことが必要です。

加えて、近年、発達障害に対する理解が進み潜在的な対象児童が表出していることや、人口増加に伴い一定程度の割合で支援を要する児童・生徒も増えてきているため、通常の学級に在籍するLD（学習障害）やAD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの支援を必要とする児童・生徒への多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりが求められています。

現在、中央区では心身に障害のある児童・生徒には固定の特別支援学級を小学校2校・中学校1校に設置し、通級による指導を行う通級指導学級を小学校3校・中学校1校に設置しています。今後は教員の指導力の向上やきめ細やかな支援体制の構築について、より一層の取組が必要です。

取組の方向性

- 次代を担う子どもたちが「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」からなる「生きる力」を身につけるための教育を推進します。
- 「幼・保から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保するため、すべての教育・保育施設において教育・保育を一体的に提供するとともに、教育・保育士等の資質向上、交流・連携を推進します。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、社会において自立・参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を行っていきます。

主な事業

（１）教育・保育の一体的提供（就学前教育の充実と幼児期からの学びの連続性）

【担当課：教育委員会指導室・子育て支援課】

幼稚園、保育所、認定こども園において、教育・保育の一体的提供を展開します。

幼児期の学校教育・保育の一体的提供に関しては、ソフト面での充実を図ることとし、教員・保育士の指導力の向上、保・幼・小の連携強化の一層の充実を図り、その成果を保育所・幼稚園、小学校それぞれの現場での実践に生かすことにより、「幼・保から小」「小から中」への円滑な接続を図り、就学前教育から義務教育にいたる学びの連続性を確保します。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
区立幼稚園：13園（うち預かり保育実施3園） 認可保育所：29園 認証保育園：16園 認定こども園（保育所型）：2園 認定こども園（地方裁量型）：1園 全ての施設において教育・保育の一体的提供を展開	保・幼・小の連携を強化する等、就学前の子どもに対する教育の質の確保・充実や小学校への円滑な接続を図ります。



子ども・子育て支援に関連する施策の取組 第6章 121頁参照

（２）確かな学力の向上 検討中

【担当課：教育委員会指導室】

基礎的・基本的な学習の確実な定着と、そこで身に付けた知識・技能を活用し、思考力や表現力等の向上を図るため、一人ひとりの学習状況および学力を把握するとともに、少人数指導・習熟度別指導・個別指導等の充実を図ります。

また、授業において学習した内容の着実な定着を図ることを基本としつつ、土曜日や長期休業期間等を活用した一人ひとりの学習状況に応じた指導を充実します。

（３）豊かな人間性・社会性をはぐくむ教育の充実 検討中

【担当課：教育委員会指導室】

社会の中でともに生きていくために、お互いの人権を尊重する意識やお互いを思いやる心、社会のルールを守る意識の形成を図ります。また、豊かな社会性や勤労観を身に付けさせるため、自然体験、福祉体験、職業・勤労体験など、さまざまな体験活動や交流活動の充実を図ります。

（４）健康な体をつくる教育の充実 検討中

【担当課：教育委員会指導室】

体力の向上は「生きる力」に直接かかわることから、体育の授業だけでなく学校教育全体の中で、一人ひとりの子どもたちにあった運動習慣を身につけさせるとともに、スポーツを通じた豊かな心と体力向上を図る取組を進めます。

また、生活習慣病の予防をはじめ、将来にわたって健康な生活を送るうえで基本となる「食」への理解を深める食育を推進します。

そして、総合的に健康教育を充実するため、専門知識や指導力のある外部指導者も積極的に活用しながら、学校・家庭・地域や関係機関と連携を図る取組を進めます。

（５）特別支援教育の充実

【担当課：教育委員会指導室】

平成 27 年に通級指導学級（言語障害・難聴）“ことばときこえの学級”を開設し、ことばやきこえに難しさをもつ児童に、それぞれの状況に合わせた指導をスタートします。

また、障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのために医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて障害に対する理解啓発や協力できる体制を推進します。



子ども・子育て支援に関連する施策の取組 第 6 章 142 頁参照

3 地域における子どもの育ちと放課後対策

現状と課題

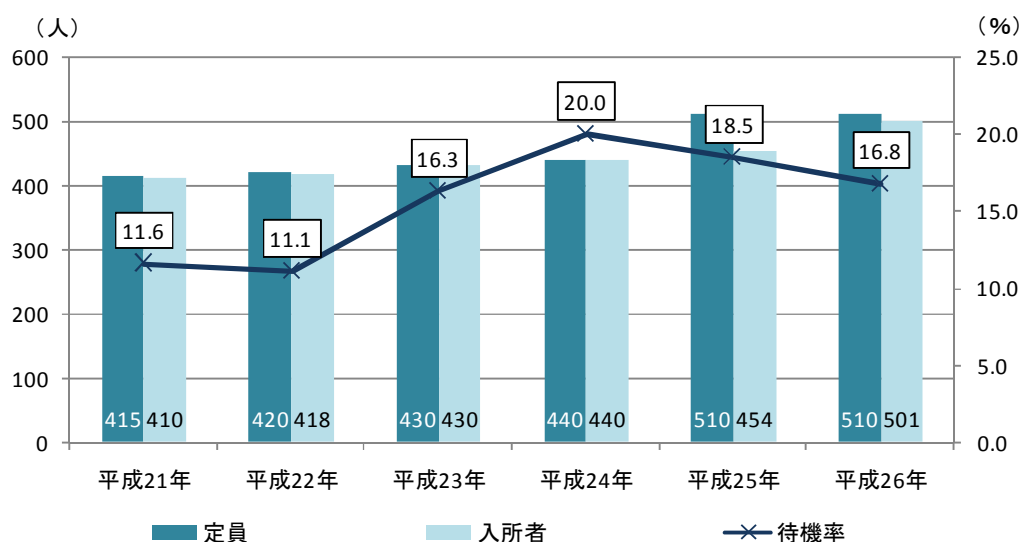
核家族化や地域コミュニティの変化等により、地域で子育てを支えることが困難になってきています。また、都市化の進展に伴い、身近な原っぱや広場が失われたり、ゲーム機などの普及により、屋内や一人で遊ぶ子どもが増加しています。学齢期にある子どもたちにおいては、基本的な生活習慣や社会的なマナーを身につける時期であり、子ども自身の成長のために、身近な地域の人々や異年齢の子どもたちと交流する機会や場を提供することが重要です。

中央区では、地域の子どもの健全な遊び場として児童館を8カ所整備するとともに、その施設内に学童クラブを設置し、共働き家庭等の子どもに遊びや生活の指導を行う環境整備を推進してきました。また、保護者の就労の有無にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所『プレディ』」を小学校12校で展開しています。

学童クラブについては定員数を拡大してきましたが、年々入所希望が増加しており、待機児童が出ている状況です。また、「ニーズ調査」から放課後の過ごし方の希望をみると、低学年では、高学年と比べて「子どもの居場所『プレディ』・「学童クラブ」の割合が多く、このニーズにどのように対応していくかが課題となっています。

また、放課後の過ごし方にとどまらず、子どもの生活の多くの場面で、地域の人々の協力や参加を得ながら、さまざまな人々と触れ合い、社会的視野を広げつつ成長できるような環境づくりを行っていく必要があります。

学童クラブの定員・入所者及び待機率の推移（再掲）



※各年4月1日実績値

放課後の過ごし方について（低学年・高学年）

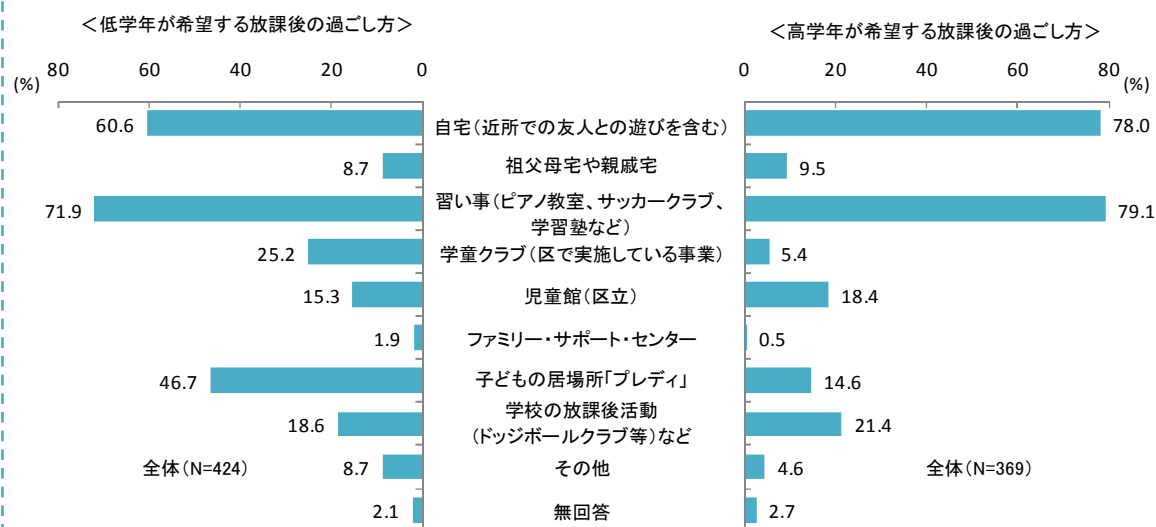
<対象>低学年（小学校1年生～3年生）及び高学年（小学校4年生～6年生）

Q あて名のお子さんについて、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごしていますか。

また現在の状況にかかわらず、どのような場所で過ごさせたいと思いますか。

※「現在の状況」と「希望」の回答を統合して集計

小学校の低学年、高学年ともに「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が最も多く、次いで「自宅（近所での友人との遊びを含む）」が多くなっています。低学年では、高学年と比べて「子どもの居場所『プレディ』」「学童クラブ（区で実施している事業）」の割合は多くなっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は100%にならない。

資料:平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」
(小学校児童対象調査)より

取組の方向性

- 地域住民参加のもとで保育や学校教育、地域の遊び場づくりを推進し、地域の人々とのふれあいのなかで、子どもの健全な心と体の育ちを支援します。
- 子どもの放課後の居場所として、地域のなかで子どもたちが安全に安心して過ごせる場所の提供を促進します。
- 将来、地域活動を担うボランティアの育成や活動を推進します。
- 様々な文化・芸術活動、スポーツ活動等を実施し、子どもたちの体験交流の機会を提供します。

主な事業

(1) 保育所での地域交流事業

【担当課：子育て支援課】

保育所の施設等を利用し、区立保育所の子どもたちと地域の方々が、相互の交流を深め、子どもにとってより良い環境を整備していきます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
区立保育所において延76回実施 ・地域のおとしよりの交流 ・福祉センターとの交流 ・幼稚園との交流 ・小学校との交流給食	引き続き地域の方々と交流事業を実施しより良い環境を整備して行きます。

(2) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。平成27年度から、対象が小学校全学年に拡大される予定です。

現況（平成26年実績）	最終年度（平成31年度）目標
クラブ数：12 定員数：480人 暫定定員数：30人 入所者数：501人 待機児童数：101人 （H26.4.1現在）	クラブ数：13 定員数：510人 暫定定員数：45人 ※ 暫定定員数：当該年度の応募状況により、暫定的に拡大する定員枠



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 108 頁参照](#)

(3) 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

現況（平成25年度末実績）	最終年度（31年度）目標
実施校数：10校 参加登録者数：2,359人	実施校数：12校 参加登録者数：3,581人



[地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 109 頁参照](#)



学童クラブと子どもの居場所「プレディ」

学童クラブ（放課後児童健全育成事業）は、児童福祉法の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童（放課後児童）に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る保育事業です。本区では児童館を活用して事業を実施しており、1クラブあたり原則として40名の定員を設けています。共働き家庭等においては、子どもが小学校就学後も放課後を安全に過ごす場所を確保する必要があるため、学童クラブに対するニーズは高く、近年申込者が多いことから低学年を中心とした登録状況であり、待機児童が課題となっています。これに対して、これまでも学童クラブでは児童館の改築・改修の機会に合わせて定員の拡大を図ってきているとともに、申込状況に合わせて既存の施設でも可能な範囲で暫定的に定員を一部拡大してきました。今後ともこうした運用に取り組んでいきます。

一方、プレディは中央区子どもの居場所づくり事業実施要綱に基づき、子どもの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに児童が小学校の施設内で安全に安心して過ごせるよう居場所（遊び場）を提供する事業です。（「プレディ」は、子どもたちがいきいきと遊び（P l a y）、学習（S t u d y）することができることを願って中央区が創った愛称です。）

すべての子どもを対象に、自由に参加できる「参加型」の事業であり、「地域ぐるみで子育てを！」という趣旨のもと、地域の方々の協力を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進しています。

児童福祉法の改正により平成27年度から学童クラブの対象がプレディと同様小学生全学年となる中、学童クラブとプレディ間での緊密な連携を図り、児童が放課後等に安心して過ごせる場の確保に引き続き取り組んでいきます。

写真

写真

(4) 児童館運営

【担当課：子ども家庭支援センター】

区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内 8 カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
8館 児童館利用者数：437,268人	乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した柔軟な運営を図っていきます。

■児童館でのボランティア活動の推進

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う地区委員会や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（31年度）目標
キッズボランティア参加者数 ：266人	引き続き児童館行事等を通じてボランティア活動を推進していきます。



夏休み福祉・ボランティア体験「イナっこ教室」

中央区社会福祉協議会ボランティア・区民活動センターでは、学校の夏休み期間中に、区内福祉施設やボランティア団体等の協力を得て夏休み福祉・ボランティア体験を実施しています。「イナ」は出世魚「ボラ」の幼名で、「ボラ（ンティア）」活動にいそむ小さな子どもを「イナっこ」の愛称で呼んでいます。

夏休みを利用したボランティア活動は、様々な人々との出会いの中で、社会への関心を深め、福祉について学ぶ良い機会となり、地域社会における子どもの育ちのためにとても良い経験になります。

【主な活動メニュー】

- ・点字、手話、車いすなどの福祉体験学習
 - ・高齢者宅への配食サービス活動
 - ・高齢者・障害者施設、児童館、保育園・こども園、
子どもの居場所「ブレディ」での活動など
 - ・ボランティアグループ活動への参加
- 〈平成 26 年度参加者数〉232 人（活動延人数 463 人）



(5) 文化のリレーの実施

【担当課：文化・生涯学習課】

社会教育関係登録団体が、日頃の活動の中で培った知識や技能・文化を地域の子どもたちに伝承するとともに、地域の大人たちとの世代間交流を活発にします。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
手話、フラダンス、チェス教室、ちぎり絵、マジック教室など 年28回開催（うち3回は公募型） 参加人数：478人 ※3館（築地、日本橋、月島の各社会教育会館）合計 各館で講座等を企画し、主に子どもの居場所「プレディ」内を利用して実施しています。	プレディ内にとどまらず、活動場所を拡充します。

(6) 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成

【担当課：文化・生涯学習課】

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけ作りとして、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施します。

また、少年リーダー養成研修会参加者によるOB会の設置等により、大学生スタッフの少年リーダー養成研修会への派遣や、子どもフェスティバル等の区の事業および地域活動への協力を推進します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<少年リーダーの養成> 少年リーダー養成研修会参加者：95人	引き続き少年リーダーを養成していきます。
<青年リーダーの育成> ・少年リーダー養成研修会への派遣 ・区の事業および地域活動への協力	引き続き青年リーダーの育成を図っていきます。

(7) 少年少女スポーツ教室

【担当課：スポーツ課】

小学生を対象（一部、中学生以上及び保護者も対象）にスポーツ教室を開催し、野球やサッカー、水泳などスポーツの基礎的な知識を学び、技術を習得してもらうことで、児童の健康の維持・増進や体力の向上を目指します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
区主催： 野球、サッカー、水泳、バレーボール、剣道など8種目10教室521人参加 体育協会主催： 合気道（体験）、トランポリン（体験）など4種目4教室178人参加 ※中学生・保護者含む	引き続き少年少女スポーツ教室を開催していきます。

(8) スポーツ少年団

【担当課：スポーツ課】

「スポーツによる青少年の健全育成」の理想を実現するため、「一人でも多くの青少年にスポーツの歓びを！」「スポーツを通じて青少年のからだところを育てる組織を地域社会の中に」との理念のもとに、特定のスポーツ種目に係る活動を行うほか、野外活動や文化・学習活動等にも取り組み、様々な交流体験活動を行っています。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
種目：野球、剣道、バドミントン、卓球、空手道など 登録団：26団 登録団員：819人 指導者：204人 （H26.10.17現在）	現在の登録団数・団員数を増加させるよう取り組みます。

すべての家庭の子育て支援を充実します

1 幼児期の教育・保育環境の整備

現状と課題

乳幼児人口の増加や共働き家庭の増加や、育児休業制度が普及したことに伴い、保育所の利用ニーズが高まっています。

平成22年度と平成26年度の比較で保育所等入所希望者は2,160人から3,300人に増加し、保育ニーズ率(※1)も34.8%から41.9%に上昇しています。とりわけ1・2歳のニーズの伸びが大きく、49.2%で約半数を占め、3～5歳についても、平成22年度では幼稚園の入所率(※2)が51.6%で半数以上を占めていたのが、平成26年度では43.7%まで下がり、一方で保育所に入所希望の保育ニーズ率が44.6%に上昇し、逆転現象が起こっています。このような保育ニーズの高まりを受け、平成22年度から平成26年度までの5年間で保育所等の定員を1,427人増やしてきましたが、平成26年の待機児童は135人となっており、依然として課題となっています。なお、幼稚園入所者数も、大幅な伸びは見られないものの、同じ5年間で1,400人から1,541人に伸びており、決して入所者数が減少しているわけではありません。

また、「ニーズ調査」によると、定期的に利用したい施設や事業として、「区立幼稚園」、「認可保育所」の希望が多くなっています。

このため、私立認可保育所の開設支援や小規模保育事業等の導入による保育施設等の定員拡大を図るとともに、小学校の増改築にあわせ区立幼稚園施設の充実を図る等、教育・保育環境の整備を推進する必要があります。

※1 保育ニーズ率… 保育所等入所希望者数(保育所等入所者数+待機児童数)÷0～5歳人口

※2 幼稚園入所率… 幼稚園入所者数÷3～5歳人口

幼稚園・保育所入所状況(再掲)

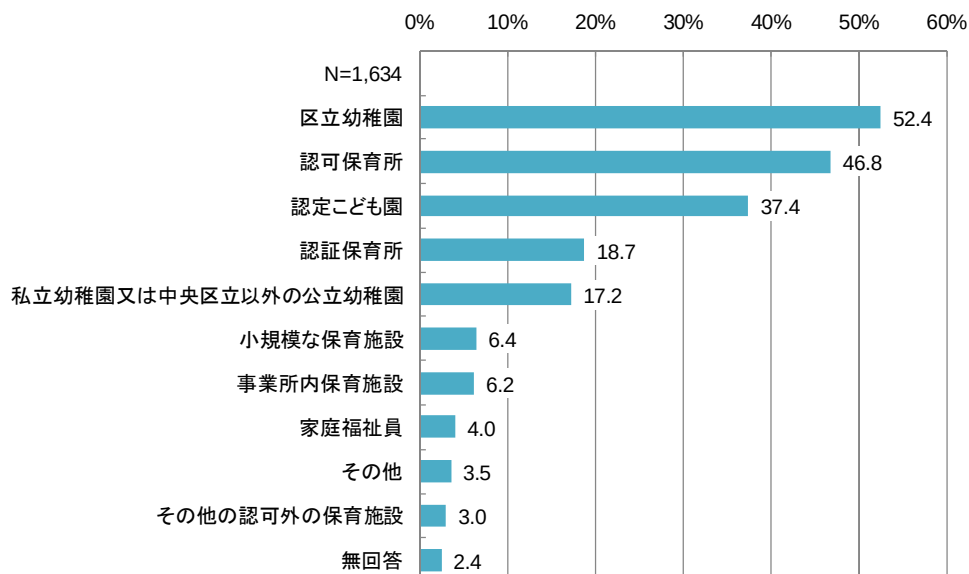
平成22年度							各年度4月1日現在
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,271人	1,135人	1,079人	1,027人	892人	794人	6,198人
	2,214人			2,713人			
保育所等入所者数 B	220人	781人		1,007人			2,008人
待機児童数 C	20人	106人		26人			152人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	240人	887人		1,033人			2,160人
保育ニーズ率 D/A	18.9%	40.1%		38.1%			34.8%
幼稚園入所者数 E	—	—	—	1,400人			
入所率 E/A	—	—	—	51.6%			
平成26年度							
学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0歳～5歳 A	1,597人	1,435人	1,321人	1,274人	1,198人	1,058人	7,883人
	2,756人			3,530人			
保育所等入所者数 B	323人	1,266人		1,576人			3,165人
待機児童数 C	46人	89人		0人			135人
小計 D(B+C) : 入所希望者数	369人	1,355人		1,576人			3,300人
保育ニーズ率 D/A	23.1%	49.2%		44.6%			41.9%
幼稚園入所者数 E	—	—	—	1,541人			
入所率 E/A	—	—	—	43.7%			

※保育所等入所者数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園、家庭福祉員の合計

定期的に利用したい教育及び保育施設・事業

Q 現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育及び保育の施設・事業として、「定期的」に利用したいと考える施設・事業の番号すべてに○をつけてください。

「区立幼稚園」が52.4%、次いで「認可保育所」が46.8%となっています。教育・保育を一体的に行う「認定こども園」が37.4%、続く「認証保育所」が18.7%、「私立幼稚園又は中央区立以外の公立幼稚園」が17.2%であり、教育・保育ともに同等程度のニーズがあります。



取組の方向性

- 保育需要に応じた保育施設等の整備を促進します。また、子どもの育ちや家庭環境にあった保育サービスの提供が可能となるよう、新たに地域型保育事業を導入します。
- 育児休業後から円滑に保育施設を利用できる環境を整えていきます。

主な事業

(1) 小学校・幼稚園の計画的な増改築の実施

【担当課：教育委員会庶務課】

区立幼稚園は1園を除き区立小学校に併設されており、今後5ヵ年の幼児期の学校教育・保育の需要量の見込みは増加傾向にあること、同時に年齢進行により今後学齢期を迎える児童の増加が予想されることから、小学校の増改築により保育室・教室数の確保を行います。

「教育環境の整備に関する基礎調査」（平成25年2月）において、増改築が必要となった日本橋・有馬・久松、月島第二・豊海小学校と、基礎調査以降に生じた新たな開発計画等により教室不足が見込まれる月島第三小学校の増改築を進めるにあたっては、それぞれの学校の特性に応じた特色ある整備を着実に進めていきます。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
・明正小学校・幼稚園改築工事 ・久松小学校・幼稚園増築工事設計業務 ・月島第二小学校・幼稚園増築工事設計業務 ・豊海小学校・幼稚園改築工事設計業務	・明正小学校・幼稚園改築工事竣工（平成26年8月） ・久松小学校・幼稚園増築工事竣工（平成28年3月予定） ・月島第二小学校・幼稚園増築工事竣工（平成27年3月予定） ・豊海小学校・幼稚園改築工事竣工（平成28年2月予定） ・日本橋小学校等複合施設内部改修による小学校・幼稚園増設工事竣工（平成30年3月予定） ・有馬小学校・幼稚園増築工事竣工（平成29年3月予定） ・月島第三小学校・晴海幼稚園増築工事竣工（平成30年3月予定）

（２）保育施設の整備

【担当課：子育て支援課】

乳児人口の増加、共働き世帯の増加により、保育所の需要が増加しています。保育施設について認可保育所の整備を中心に進めます。また、0～2歳児の保育需要に対し、新たに地域型保育事業を取り入れて、定員数を確保していきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
保育所等定員数（H26.10.1現在） 0歳：368人 1～2歳：1,384人 3～5歳：1,843人 ※認可保育所・認証保育所・家庭福祉員の合計	保育所等定員数 0歳：498人 1～2歳：1,856人 3～5歳：2,508人 ※認可保育所・認定こども園・認証保育所・地域型保育事業の合計



幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第5章 93頁参照

（３）地域型保育事業の導入

【担当課：子育て支援課】

認可保育所の整備を推進することに加えて、待機児童の多い0～2歳を対象とする「地域型保育事業」を新たに導入します。

地域型保育事業には、家庭的な雰囲気のもとで保育を行う「家庭的保育」、定員6～19人で家庭的保育に近い雰囲気のもとで保育を行う「小規模保育」、事業所の保育施設等で従業員の子どもと一緒に保育を行う「事業所内保育」、障害・疾患などで個別のケアが必要な場合等、保護者の自宅で1対1で保育を行う「居宅訪問型保育」の4種類があります。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
＜家庭福祉員利用者数＞ 0歳：4人 1～2歳：5人	＜特定地域型保育事業利用者数＞ 0歳：33人 1～2歳：66人 ※家庭的保育・小規模保育・事業所内保育の合計

※ 定員数は「（２）保育施設の整備」の内数



幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策 第5章 93頁参照

地域型保育事業

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できる、質が確保された保育を提供するものとして、新たに区が認可を行う保育事業です。

下表の4つの事業形態があり、さらに小規模保育事業は多様な事業からの移行を想定し、A型・B型・C型の3種類の認可基準が設定されています。保育従事者の配置に関し、本区では小規模保育B型と定員19人以下の事業所内保育所について、国の基準よりも多く保育士を配置する独自基準を設定しています。

事業種別	内 容
家庭的保育事業(定員5人以下)	保育者(保育ママ)がその自宅において、家庭的な雰囲気の中で少人数を対象にきめ細やかな保育を行う事業
小規模保育事業(定員6人～19人)	少人数を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行う事業
	A型 保育所の分園に近いもの
	B型 A型とC型の中間的なもの(小規模な保育所で、単独で運営する形態)
	C型 家庭的保育のグループ型小規模保育(複数の家庭的保育者がグループとなり、借り上げた建物などで保育する形態)に近いもの
事業所内保育事業	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行う事業(地域枠を設定することが要件)
居宅訪問型保育事業	障害・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う事業

認可基準(「子ども・子育て支援新制度 施設・事業者向けハンドブック」より抜粋)

事業類型	職員数	職員資格	保育室等	給食
小規模保育事業 	A型 保育所の配置基準+1名	保育士*1	0・1歳児: 1人当たり3.3㎡ 2歳児: 1人当たり1.98㎡	●自園調理(連携施設等からの搬入可) ●調理設備 ●調理員*3
	B型 保育所の配置基準+1名	1/2以上が保育士*1 ※保育士以外には研修を実施します。		
	C型 0～2歳児 3:1 (補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
家庭的保育事業 	0～2歳児 3:1 (家庭的保育補助者を置く場合、5:2)	家庭的保育者*2 (+家庭的保育補助者)	0～2歳児: 1人当たり3.3㎡	
事業所内保育事業 	定員20名以上…保育所の基準と同様 定員19名以下…小規模保育事業A型、B型の基準と同様			
居宅訪問型保育事業 	0～2歳児 1:1	必要な研修を修了し、保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者	—	—
参考				
保育所	0歳児 3:1 1・2歳児 6:1	保育士*1	0・1歳児 乳児室:1人当たり1.65㎡ ほふく室:1人当たり3.3㎡ 2歳児以上 保育室等:1人当たり1.98㎡	●自園調理 ※公立は外部購入可(特設) ●調理室 ●調理員

区独自基準：
3/5(6割)以上
が保育士

区独自基準：
3/5(6割)以上
が保育士

（４）育児休業後の保育施設等の円滑な確保

【担当課：子育て支援課】

0歳児の子どもの保護者が、保育所等への入所時期を考慮して、育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則1歳到達時）から円滑に保育施設を利用できるような環境を整えていく必要があります。

育児休業取得後にできる限り入所しやすくなるよう、新規で整備する認可保育所において、1歳児クラスからの定員を確保する施策を実施していきます。

現況（平成26年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
0歳児の定員を設けず、1歳児クラスからの定員各法 実施認可保育所：6園 1歳児定員：94人	引き続き、1歳児クラスからの定員を確保する施策を実施します。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 127 頁参照



保育所のプールの貸し借り

夏場、敷地内で園児の水遊び場所を確保できない私立認可保育所および認証保育所のために、区立認可保育所のプール施設を利用してもらえるよう取り組んでいます。

距離的に近い区立認可保育所を「協力園」として設定し、プール利用の際の注意事項等を事前に確認のうえ、当日の園児の引率、安全確保などに留意しながら楽しく水遊びができるよう、お互いに協力しながら貸し借りをしています。

今後も私立認可保育所が増える中、限られた施設を有効活用できるよう、工夫しながら保育を行っていきます。

イラスト

2 多様な子育て支援サービスの提供

現状と課題

地域における課題として、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てへのアドバイスや支援、協力を得ることが難しくなっていることが挙げられます。0歳児～2歳児においては在宅で保育している家庭も多いことから、家庭での子育てが孤立しないように支援していく必要があります。

中央区では、身近な地域で子育てについての相談、情報提供を行うとともに、子育て中の親子の仲間づくりなどを支援する子育て交流サロン「あかちゃん天国」を区内7カ所で展開しています。

「ニーズ調査」では、「「あかちゃん天国」を知っている」と回答した人は約半数、「利用したことがある」と回答した人は約7割となっており、特に利用度が多いことがうかがえます。

引き続き、保護者の就労の状況にかかわらず、すべての子育てをする家庭を対象にした「あかちゃん天国」や一時預かり保育、病児・病後児保育といった子育て支援サービスの提供やファミリー・サポート・センター事業による地域における子育ての相互援助活動の推進、子育てに関するさまざまな悩みを相談できる窓口サービスの取組が必要です。

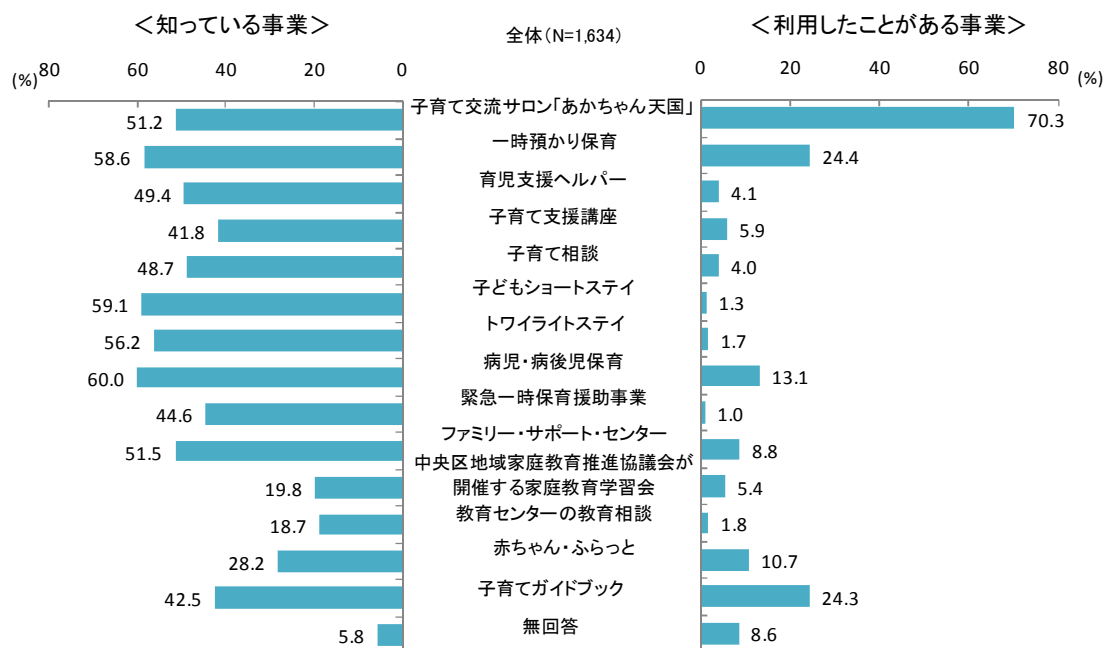
また、保護者の就労形態が多様化していることから、延長保育やトワイライトステイ（夜間保育）など多様な保育サービスが求められています。今後もニーズに見合った子育て支援サービスを提供していく必要があります。

地域の子育て支援事業の認知度・利用度

〔Q 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるものに○をつけてください。〕

知っている事業は、「病児・病後児保育」が最も多く60.0%、次いで「子どもショートステイ」が59.1%、「一時預かり保育」が58.6%となっており、概ねの子育て支援サービスの認知度は40～50%台となっています。

利用したことがある事業は、「あかちゃん天国」が最も多く70.3%となっており、「一時預かり保育」については24.4%と4人に1人程度の利用度となっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は100%にならない。

資料：平成25年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」（就学前児童対象調査）より

取組の方向性

- 今後も時間外保育やトワイライトステイなど多様な保育ニーズに応じたサービスの充実を図ります。また、保育サービスを充実するにあたっては、量的な側面のみではなく、子どもの育ちにとって最もよい方法は何か、どのような保育が求められているか、といった視点からサービス内容等の質的な側面に配慮した事業を展開します。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感を解消するため、身近な地域で気軽に利用できる子育て交流サロン「あかちゃん天国」や「乳幼児クラブ」といった事業を提供します。

主な事業

(1) に関する事業（利用者支援）

【担当課：子育て支援課】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
認可保育所入所申込受付 : 1,462件	＜保育所申込等に関する相談体制＞ 区役所窓口：1カ所 その他：特別出張所・保健所 ・保健センター
地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）での育児に関する相談：738件	＜地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）＞ 実施箇所：7カ所



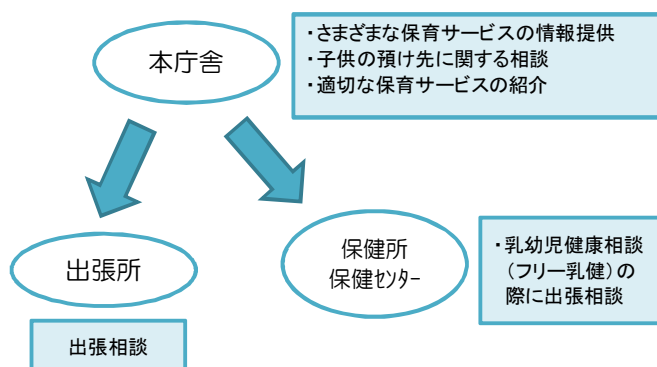
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 106 頁参照



利用者支援事業

就労形態の多様化等により、認可保育所をはじめとする保育サービス等について、保護者からさまざまな質問が寄せられています。

認可保育所、認証保育所、一時預かり保育等さまざまな保育サービスについての情報提供、子どもの預け先に関する相談、適切な保育サービスの紹介を行うため、相談員を配置し、出張相談を行います。



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【担当課：子育て支援課】

認可保育所や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業において、通常保育の前後の時間に、延長して保育を行います。

現況（平成26年実績）	最終年度（平成31年度）目標
延長保育利用定員：442人 区立スポット固定枠定員：48人 月極延長保育実利用者：197人 認証保育所19時以降契約者：95人 （H26.4.1現在）	延長保育利用定員：692人 区立スポット固定枠定員：48人 認証保育所枠：119人 [確保方策より]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 107 頁参照

(3) 幼稚園預かり保育

【担当課：教育委員会学務課】

幼稚園教育時間の終了後、引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため、区立幼稚園3園において預かり保育を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
実施園数：3園 登録利用定員：90人 年間利用件数：12,718件 ※利用定員、利用件数ともに登録利用と一時利用の合計	実施園数：3園 利用定員：90人 年間受入人数：21,600人 [確保方策より]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 111 頁参照

(4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

<再掲 50 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 108 頁参照

(5) 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

＜再掲 50 頁参照＞

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 109 頁参照

(6) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かります。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
＜定員数＞ 養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 ＜延利用宿泊日数＞ 総日数：42日 （内訳）養護施設：24日 乳児院：15日 協力家庭：3日	＜定員数＞ 養護施設：1人 乳児院：1人 協力家庭：4人 ＜年間利用定員延べ人日（受入最大枠）＞ 2,190人日 [確保方策より]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 110 参照

(7) 一時預かり保育、トワイライトステイ、ファミリー・サポート・センター事業

【担当課：子ども家庭支援センター】

■ 一時預かり保育

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者の育児疲れや冠婚葬祭等の理由により家庭での保育が一時的に困難となった場合に、日中、保育所その他の場所において一時的に子どもを預ります。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
＜一時保育（4施設）＞ 延利用人数：10,890人 ＜認証保育所枠＞ 延利用人数：496人	＜一時預かり（4施設）＞ 延利用人数（受入最大枠） ：32,702人 ＜認証保育所枠＞ 延利用人数：500人 [確保方策より]

■ トワイライトステイ

【担当課：子ども家庭支援センター】

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かります。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<トワイライトステイ（2施設）> 総日数：686人 （内訳）幼児室（延利用人数）：482人 児童室（延利用人数）：204人	<トワイライトステイ（2施設）> 延利用人数（受入最大枠）：10,350人 [確保方策より]

■ ファミリー・サポート・センター事業

【担当課：子ども家庭支援センター

事業受託：中央区社福祉協議会】

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後 57 日目から小学校 4 年生（軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで）の子どもを対象に実施していますが、平成 27 年度から小学校 6 年生までに拡大予定です。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
提供会員数：236人 両方会員数：182人 活動件数：4,464件 ※活動件数は就学前・就学後児童の合算	引き続き、地域における育児の相互援助活動を推進し、子育て家庭の多様なニーズへの対応を図ります。



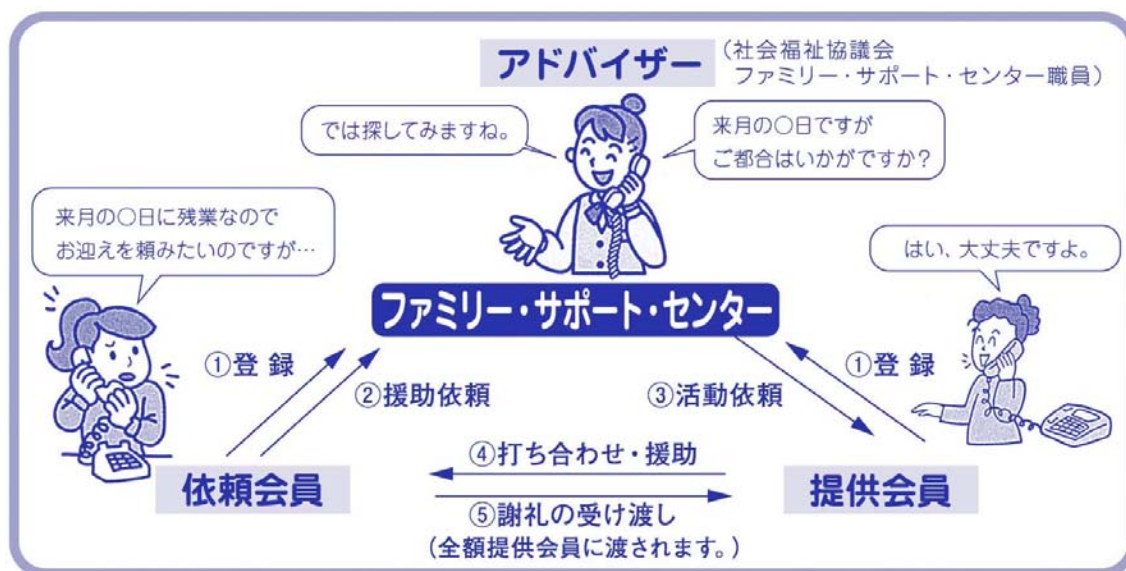
地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 112 頁参照



ファミリー・サポート・センターとは

子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員になり、「できるときにできることをできる範囲で」を合言葉に、お互いに助け合いながら地域で子育てをするしくみです。

ファミリー・サポート・センターは、地域の皆さんの温かな気持ちと子どもたちの笑顔をつなぐお手伝いをします。



(8) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

【担当課：子ども家庭支援センター】

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。
子ども家庭支援センター及び区立児童館で実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
拠点数：6カ所 延利用人数：112,552人	拠点数：7カ所 延利用人数見込：129,551人 [量の見込みより]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 116 頁参照

■ 親子講座（子育て講座、絵本の読み聞かせ等）の開催

あかちゃん天国では、親子で参加する子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
子育て講座実施回数：54回 絵本の読み聞かせ等行事回数：145回	引き続き、身近な地域の親子の交流の場として、子育て講座や絵本の読み聞かせ等の行事を開催して、子育て家庭の支援に取り組みます。



赤ちゃんふらっと

赤ちゃん・ふらっとは、乳幼児のお子さん連れでも安心して外出できるようおむつ替えや授乳などが行えるスペースの愛称です。区内ではデパートなどの店舗や区立施設など17カ所で設置しています。（平成26年10月現在）

赤ちゃん・ふらっととして東京都へ届出をしている施設については、入口などに適合証を掲示していますので、お気軽にご利用ください。

都内の届出施設の一覧は、とうきょう子育てスイッチのホームページをご覧ください。

【とうきょう子育てスイッチ】

<http://tokyo.kosodateswitch.jp/app/locations/>



(9) 児童館運営 <再掲 52 頁参照>

【担当課:子ども家庭支援センター】

区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内 8 カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

■乳幼児クラブ

児童館において、0 歳児から 2 歳児までの子どもを持つ親子を対象に、様々な遊びや季節感を取り入れた行事をととして、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
乳幼児クラブ登録者数:1,650人 延べ出席者数:45,325人	引き続き行事や遊びを通じて地域の親子の交流を図り、子育てを支援していきます。

(10) 育児支援ヘルパー

【担当課:子ども家庭支援センター】

妊娠中または出産後で育児や家事の支援を必要としている家庭に、区と契約した事業者から育児支援ヘルパーを派遣し、保護者の子育ての負担を軽減します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
育児ヘルパー利用人数:93人 利用日数:745日	引き続き育児ヘルパーの派遣により、保護者の負担を軽減し、家庭における安定した子育てを支援していきます。

(11) 緊急一時保育援助事業

【担当課:子ども家庭支援センター】

保護者の入院等の理由により、家庭での保育が一時的に困難になった場合に、区と契約した事業者から保育員（ベビーシッター）を派遣します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
緊急一時保育利用人数:1人 利用日数:7日	引き続き緊急時の育児支援を実施していきます。

(12) 病児・病後児保育

【担当課:子ども家庭支援センター】

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
＜病児・病後児保育(3施設)＞ 延利用人数:1,866人	＜病児・病後児保育(3施設)＞ 延利用人数見込:3,004人 [量の見込みより]



地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 第5章 68 頁参照

(13) 多様な主体の参入促進事業

【担当課:子育て支援課】

保育所等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や多様な事業者の能力を活用した保育所等の設置・運営を促進するための事業です。

本区では平成 20 年度より民間企業（株式会社）が運営する私立認可保育所の開設支援を開始し、現在までに社会福祉法人、学校法人の運営園を含む 15 園の整備を進め、待機児童解消に努めています。

また、担当課に保育士経験を持つ職員を配置するなど、保育所や地域型保育事業の新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実地支援、相談・助言等を行う体制を整えることを検討します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
私立認可保育所数:15園 【運営主体】 社会福祉法人 2園 学校法人 1園 株式会社 12園 (H26.10月末現在)	引き続き、私立認可保育所等の開設支援に努めるとともに、小規模保育事業等の地域型保育事業の導入を促進していきます。 また、新規参入事業者への指導・監督・助言等を行う体制づくりを推進していきます。

(14) 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談

【担当課：子ども家庭支援センター】

「子ども家庭支援センター（きらら中央）」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<新規相談件数(計337件)> 虐待など養護相談:152件 育児など育成相談:152件 その他:33件 <児童館巡回相談> 児童館:8カ所 巡回相談延べ:89回 相談件数:119件	子どもと子育て家庭を支援し、子どもたちが健やかに成長できるようサポートする体制を引き続き充実させていきます。

(15) 教育相談・子ども電話相談

【担当課：教育委員会事務局指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<来所相談> ケース件数:261件 延べ件数:2,559件 <電話相談> 相談件数:111件	引き続き教育相談・子ども電話相談を実施します。

3 専門的知識・技術を要する支援

現状と課題

＜児童虐待防止対策＞

近年、地域コミュニティの基礎である近隣関係の希薄化が進み、保護者の孤立化が進んでいるとともに、虐待などの家庭の問題が表面化しにくくなっています。

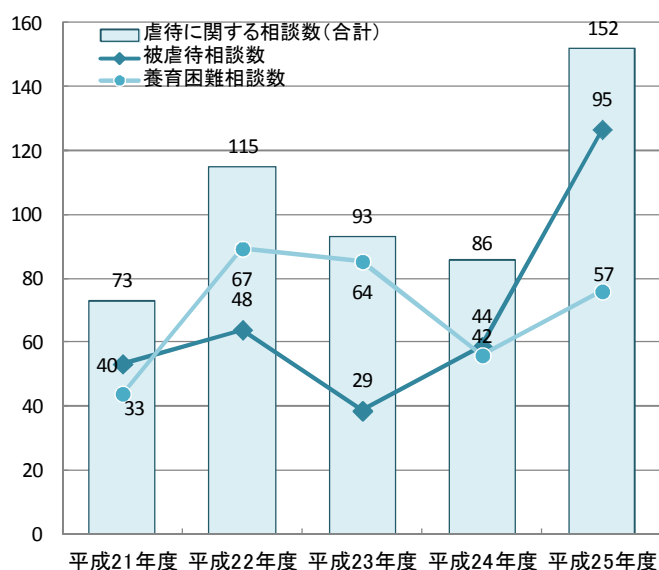
中央区では、児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置し、あらゆる相談に応じてきました。その後、虐待相談を含む18歳未満の子どもと子育て家庭に関する児童相談の中核機関として、平成19年9月に「中央区立子ども家庭支援センター(きらら中央)」を開設しました。子ども家庭支援センターにおける平成21年度と平成25年度の養護相談件数を比較すると、5年間で約2倍に増加しています。相談内容としては身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待やネグレクトとなっています。相談件数は増えていますが、虐待と特定できる件数は横ばいとなっています。こうした、養護相談以外の相談にも大きな問題が隠れている場合もあることから、すべての相談に慎重に対応しています。

なお、児童虐待の早期発見や要保護児童等に対する支援として、また、児童虐待の早期発見や要保護児童に対する支援として、子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

引き続き、子ども家庭支援センターを核に、関係機関と連携を深め、ネットワーク強化を図るとともに、相談窓口の周知や啓発活動を積極的に実施し、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりが必要です。

養護相談の新規受理件数

平成21年度と平成25年度を比較すると約2倍の新規受理件数となっています。相談内容としては身体的虐待が最も多く、次いで心理的虐待やネグレクトとなっています。



内容		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
被虐待相談	身体的虐待	16	8	12	16	20
	性的虐待	0	0	0	0	0
	心理的虐待	8	12	8	11	8
	ネグレクト（養育の放棄又は怠慢）	6	11	2	2	8
	特定不可・虐待非該当	10	17	7	15	59
小計		40	48	29	44	95
養育困難		33	67	64	42	57
合 計		73	115	93	86	152

資料：子ども家庭支援センター

＜ひとり親家庭の自立支援の推進＞

ひとり親家庭では、悩みを相談する相手が身近にいない、ひとりで生計を担うことへの不安が大きい、病気時に看護する人がいないなど、日常生活においてさまざまな悩みを抱えています。平成25年度の「中央区ひとり親家庭実態調査」では、保護者の雇用形態としてパート・アルバイトなどの非正規雇用の割合が4割以上となっており、また、生活に関する悩みについても「生活費に関すること」が約6割、「教育費に関すること」が約5割と費用に関することが多く、安定した生活を送るための支援をする必要があります。

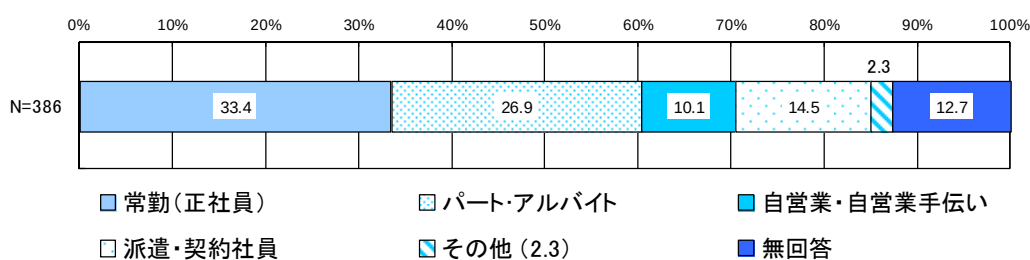
中央区では、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」及び「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を行っています。これまでの経済的な自立に向けた支援や、悩みを相談しやすい体制、リフレッシュのための支援等、きめ細かいサービスの充実を今後も図る必要があります。

また、平成26年10月に「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正されたことに伴い、父子家庭に対しても拡充して支援を行っていきます。

ひとり親家庭の保護者の雇用形態

〔 Q あなたのお仕事は次のどれにあたりますか。(○は1つだけ) 〕

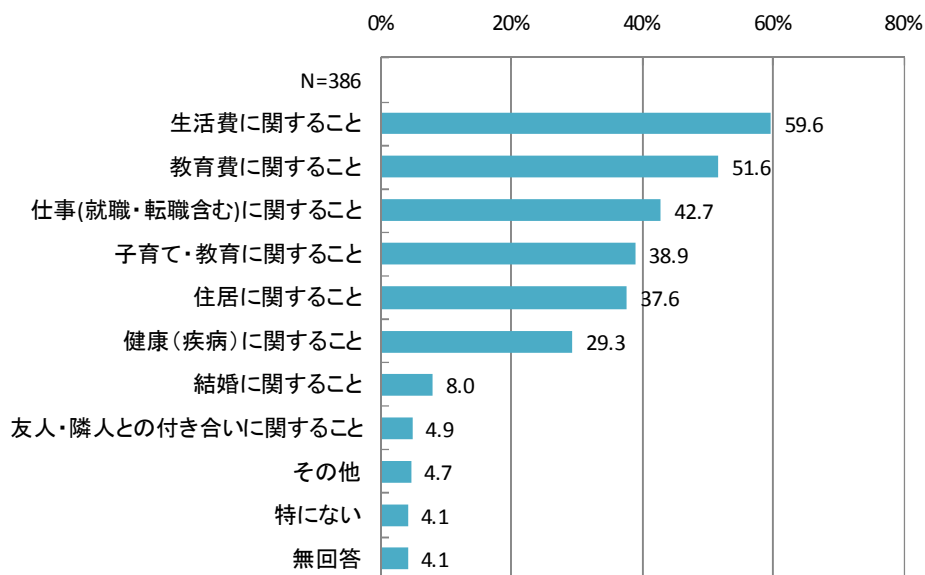
「常勤（正社員）」が33.4%と最も多く、次いで「パート・アルバイト」で26.9%、「派遣・契約社員」で14.5%となっています。



ひとり親家庭の生活に関する悩みについて

〔Q 今、あなたが悩んでいることは、どんなことについてですか。(〇はいくつでも)〕

「生活費に関すること」が59.6%と最も多く、次いで「教育費に関すること」で51.6%、「仕事（就職・転職含む）に関すること」で42.7%となっています。



※複数回答につき各回答の比率の合計は 100%にならない。
資料：平成 25 年度「中央区ひとり親家庭実態調査調査」より

<障害児施策>

児童福祉法等の改正により、LD（学習障害）、AD／HD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症などの発達障害が障害福祉サービスの対象に含まれることが明確化されたことを踏まえ、障害者福祉分野における支援の充実が求められています。

また、区では、子どもの育ちに関する相談や支援が増加傾向にある中、「障害のあるなしにかかわらず育ちに支援を必要とする子ども」に対し、保健・福祉・教育等の各所管課の事業等によって、それぞれ個別に支援を行っていますが、共通の情報をもとに、ライフステージに応じた切れ目のない支援と各段階における関係機関の連携（縦横の連携）ができていない状況があります。

このため、関係機関が連携して、育ちの支援を必要とする子どもの早期発見・早期支援に繋げるとともに、就学前、学齢期から就労までライフステージに応じた一貫とした支援を行う見守り体制を整備する必要があります。

取組の方向性

- 子どもと子育て家庭を支援する総合的なネットワーク強化に向けた取組を行うとともに、相談窓口の周知や啓発活動を積極的に実施し、児童虐待防止に向けた地域社会の意識づくりを行っていきます。
- 母子家庭はもとより、父子家庭における支援についても拡充し、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、きめ細やかなサービスの提供を行っていきます。
- 保健・福祉・教育が連携し、育ちに支援を必要とする子どもが、地域で安心して学び成長していけるよう就学前、学齢期および将来の社会生活までライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていきます。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒が、一人ひとりの個性や能力を最大限に発揮し、社会において自立・参加できるよう、一人ひとりの教育的ニーズに対応した適切な指導及び支援を行っていきます。（「特別支援教育体制の充実」より再掲）

主な事業

（１）児童虐待防止対策

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置するとともに、区民や関係機関に対して、児童虐待防止に向けたパンフレットやリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた普及啓発に取り組んできました。これらのPRをさらに強化していきます。

また、要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月から子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会の運営を行う中で児童虐待の根絶を目指し、児童虐待の根絶を目指し、さらに地域や関係機関との連携を強化していきます。

■養育支援訪問事業

虐待の未然防止に向けた取組みとして、特に母子保健サービス（母親学級や新生児訪問事業、乳幼児健診等）を実施する保健所・保健センター等と連携し、特定妊婦や子育てに強い不安を抱える家庭、虐待のおそれやリスクを抱えて特に支援が必要な家庭に対して訪問により指導や助言を行なう「養育支援訪問事業」を実施します。

■要保護児童対策地域協議会

子ども家庭支援センターや保健所、学校、警察など区内関係機関、区内関係機関、東京都児童相談センター、民生・児童委員協議会等を構成員とし、代表者会議や実務者会議、個別ケース検討会議、関係者向け講演会を開催するほか、児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るために啓発活動（キャンペーン）を行います。

■児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」

【担当課：子ども家庭支援センター】

子ども家庭支援センターに児童虐待情報専用電話（愛称名：子どもほっとライン）を設置し、要保護児童の早期発見等、児童虐待についての情報を集約します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
被虐待（心理）：1件 被虐待（ネグレクト）：1件 虐待非該当・特定不可：10件 計12件	引き続き、児童虐待防止の広報・啓発活動から「子どもほっとライン」の周知を図っていきます。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 130 頁参照



オレンジリボン

「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、児童虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。NPO 法人児童虐待防止全国ネットワークが総合窓口となり、全国的に活動を展開しています。オレンジ色は子どもたちの明るい未来を表しています。

厚生労働省では、毎年 11 月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、集中的な広報・啓発を行い、地方自治体、NPO 法人だけでなく、民間企業やスポーツ団体等の協力も得ながら、様々な児童虐待防止普及啓発のためのキャンペーンイベントの展開を促しています。一人でも多くの方々に「児童虐待防止」に関心を持ってもらい、子供たちの笑顔を守るために一人ひとりに何が出来るのかを呼びかけていく活動が「オレンジリボンキャンペーン」です。



オレンジリボン

(2) ひとり親家庭の自立支援の推進

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭が精神的・経済的に自立した生活を営めるよう、自立を目指すすべてのひとり親に対してハローワークなど関係機関との連携を図り、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備するほか、就労と経済的自立のため「自立支援教育訓練給付金」及び「高等職業訓練促進給付金」による主体的な能力開発や資格取得への支援を引き続き行っていきます。

また、就職活動や急病等のため一時的に家事等の日常生活に支障が生じている場合に、ホームヘルパーを派遣する「ひとり親家庭ホームヘルプサービス」や、母子自立支援員による相談や指導・助言を行うほか、親子で楽しめる親子観劇会の開催やレクリエーション施設の優待など、さまざまなニーズに対応し、ひとり親家庭の自立を促進する支援を実施していきます。

なお、法改正や父子福祉資金制度の創設等、国における父子家庭に対する支援の拡充を受け、本区においても関連する規程を整備し、父子家庭における支援を行います。

■ひとり親家庭相談・女性相談

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する助成の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図っています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
ひとり親家庭相談：572件 女性相談：80件	引き続き相談を実施します。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 134 頁参照

(3) 障害児施策

【担当課：障害者福祉課】

障害児支援は個々のニーズに応じた丁寧な支援が必要であるという認識に立ち、一人ひとりの個性と能力に応じた支援を行うことができる体制を作っていく必要があります。

このため、地域の障害者支援の中核的な拠点となる子ども発達支援センターを整備し、相談支援機能を強化するとともに、保健・福祉（障害者福祉、保育）、教育が連携して、障害の早期発見・早期支援に努めて、障害児が地域で安心して学び成長していけるようライフステージに応じた切れ目のない一貫とした支援体制を構築していきます。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 138 頁参照

■子どもの発達相談・指導

【担当課：福祉センター】

高校生以下の心身の発達に関する様々な相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長過程に合わせ、適切な相談・指導を行っています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
こどもの発達相談件数：4,718件 相談利用者が増加しています。また、個々の相談内容が複雑になっているため、各関係機関との連携を強化しています。	子ども発達支援センターが中心となり、発達障害を含む障害児とその家族に対して、就学前・学齢期および将来の社会生活に向けての一貫した相談支援を実施します。

（４）特別支援教育の充実 <再掲 47 頁参照>

【担当課：教育委員会指導室】

発達障害に対する理解が社会的に進んでいること、人口増に伴い特別な支援を必要とする児童・生徒も増加傾向にあることから、今後も多種多様な教育的ニーズに対応できる体制づくりを進めます。

また、障害のある子どもとその保護者に限ることなく、すべての児童・生徒やその保護者、学校の教職員、関係機関、さらには地域全体が障害や特別支援教育について、正しい理解と認識を深めることが必要不可欠です。そのために医療・保健・福祉・教育・労働等の各機関が緊密な連携を図り、生涯学習や交流、共同学習等を通じて障害に対する理解啓発や協力できる体制を推進していきます。



[子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 142 頁参照](#)

4 子育て世帯への経済的支援

現状と課題

子どもを生み育てたいと思う男女が理想とする子どもの数と、実際の子どもの数には差がある場合が多く、その一因が教育や医療にかかる費用などの経済的な負担感にあるといわれています。特に子どもが小さい間は、親も若く世帯の収入も比較的少ないことから、子育て世帯への経済的支援が必要とされています。

中央区では、乳幼児の健全な育成及び保健の向上に寄与することを目的に平成5年から乳幼児の医療費の一部の助成を実施し、段階的に対象年齢を広げてきました。平成19年以降は中学校修了までのすべての子どもの通院・入院における保険診療自己負担分について助成を行っています。また、認証保育所は、認可施設と比べ保育料が高いことから、認証保育所を利用する方に対し、保育料の一部補助を行っています。

今後も、子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てが行えるよう、支援を実施していくことが求められています。

子どもの医療費助成の推移

子どもの人口の増加に伴い、年々、件数・助成金額ともに増加しています。

年次	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年8月末
受診件数	209,603	232,314	242,643	266,160	275,572	123,044
医療証交付数	13,222	14,001	14,400	15,085	15,258	16,107

資料：子育て支援課

取組の方向性

- 安心して子育てが行えるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

(1) 子どもの医療費助成

【担当課：子育て支援課】

中学校3年生までの子どもにかかる医療費の一部負担金（保険診療の自己負担分）を助成します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<医療証発行対象者数> 乳幼児医療証：8,962人 子ども医療証：7,032人 <助成件数> 乳幼児医療：174,977件 子ども医療：100,587件	引き続き中学校3年生までの医療費助成を実施します。

(2) 認証保育所保育料補助

【担当課：子育て支援課】

認証保育所に子どもを預けている保護者の経済的負担を軽減するため、保育料の一部を補助します。認可施設との差額補助の上限額を5万円とし、負担する月額保育料の認可施設との差額が概ね1万円以内となるように補助金額を設定します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
保育料補助件数：延7,989件	引き続き認証保育所保育料の一部補助を実施します。

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

検討中

【担当課：子育て支援課】

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して、保育所等に保護者が支払うべき日用品や文房具などの物品購入費や行事への参加費などを助成する事業です。

地域の中で、家庭の子育て力を高めていけるよう応援します

1 地域における家庭教育の推進

現状と課題

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、子どもが基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社会的なルール、自己肯定感や自立心など、基礎的な資質や能力を育成する上で非常に重要な役割を担っています。子ども・子育て支援法でも、父母その他の保護者が子育てについての第一義責任を有していること、さらに家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が相互に協力して子育て支援を行うことを規定しています。

近年、核家族化により、家庭の中で子育ての知識を得る機会が少なくなり、育児の不安やストレスを抱え、地域で孤立している親や子育てに無関心な親などが増加しているといわれています。加えて、共働き家庭の増加など親が子どもの教育に十分な時間を持ってない状況や、母親の育児負担が大きく、父親が育児に参加する機会が少ない傾向があるといわれていることから、十分な家庭教育の環境を整えるのが難しいという課題があります。そのため、すべての親が安心して家庭での子育てや教育を行えるよう、親自身の意識啓発や、学びの場を設ける必要があります。

中央区では、地域全体で家庭教育を支えていく環境を整備するため、区と学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員等で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」を設置し、保護者や区民が家庭教育のあり方を考える機会の提供を行ってきました。今後もより多くの親子が参加できる学習会等の家庭教育に関する学習機会や情報の提供等を行い、地域全体で協力しながら子育て家庭を応援していく取組を推進していくことが求められています。

取組の方向性

- 育児不安や負担の軽減ため、子育て家庭に対して学習の機会や情報を提供することにより、家庭の教育力の向上を図ります。
- 家庭・地域・学校・関係機関が連携し、子どもの規範意識を高めるとともに保護者の子どもを育てていく力「親力」を高め、子育てを通じて「親育ち」を促すため、保護者への支援を強化していきます。

主な事業

(1) 地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催

【担当課：文化・生涯学習課】

区と学校関係者、PTA、青少年委員、民生・児童委員等地域の家庭教育関係者で構成する「中央区地域家庭教育推進協議会」の主催で、講座や学習会等を開催し、保護者や区民が家庭教育のあり方を考える機会を提供します。また、PTAや地域で子育て支援活動をしている民間団体との共催で、家庭教育に関する学習会等を開催し、地域全体で家庭教育を支援します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<協議会> 委員:14人 会議:6回 <家庭教育学習会(総計)> 実施状況:64講座、69回 参加者数:3,581名 <報告・交流会> 実施状況:1回 参加者数:40名	引き続き地域全体で家庭教育を支援していくため、家庭教育学習会の充実に努めます。特に、父親の家庭教育参加や親力の向上、子育て不安の軽減等、重点課題をとらえた企画を推進します。

■子育てキャンパス

乳幼児期・思春期における家庭教育の課題を取り上げた講座や、発達障害について学ぶ講座を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<子育てキャンパス> 実施状況:3講座、5回 参加者数:149名	(地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ)

■家庭教育学習会

乳幼児期、学童期、思春期、発達障害など発達段階に応じた様々な課題別の子育て講座を、各幼稚園・小・中学校PTAや地域で子育て支援をしている団体と共催して開催します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<家庭教育学習会(団体との共催分)> 実施状況:52講座、53回 参加者数:2,747名	(地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ)

■入園・入学準備期等の学習会

入園・入学説明会や授業参観日などの機会をとらえて、しつけや規範意識等の重要性を啓発する家庭教育学習会を、幼稚園・小・中学校と連携して開催しています。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
＜家庭教育学習会（入園・入学期）＞ 実施状況：5講座、5回 参加者数：412名	（地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ）

■父親の子育て参加促進事業（おやじの出番！）

父親の家庭教育参加促進事業として、親子で学ぶとともに、父親同士の交流を深める「おやじの出番！」を、協議会の企画および地域の団体との共催により、開催します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
＜家庭教育学習会（おやじの出番！）＞ 実施状況：4講座、6回 参加者数：273名	（地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ）

■報告・交流会

家庭教育学習会を共催で実施した団体や区民に呼びかけて、今後の家庭教育の充実が図れるよう、報告・交流会を実施します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
＜報告・交流会＞ 実施状況：1回実施 参加者数：40名	（地域家庭教育推進協議会による家庭教育に関する学習会等の開催と同じ）

2 地域・社会全体で子育てを推進

現状と課題

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児・近隣との付き合いなども働く人々の暮らしに欠かすことのできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。

しかし、現実の社会には、安定した就労ができず経済的自立ができない、長時間労働の恒常化など、一人ひとりにとって自身が望む生き方が実現しにくく、仕事と生活の間に問題を抱える人も少なくありません。

育児・介護休業法では、育児・介護休業制度のほか育児や介護を行う労働者の時間外労働や深夜労働を制限する義務規定が設けられるなど、法制度上は男女の出産・子育てがしやすい労働環境づくりが進められていますが、「ニーズ調査」でも、母親で育児休業を「取得した」と回答した人は 39.8%だったのに対し、父親はわずか 3.4%となっており、男性の育児休業の取得状況については、女性ほどに進んでいないのが現状です。

また、平成 24 年度の「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」によると、男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なことでは、「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」をはじめ、「家事などの参加に対する男性自身の抵抗感をなくすこと」「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」などが上位に挙げられています。

このようなことから、子育て世代においては、仕事と生活の調和を図り、男女がともに子育てに参加し子育ての責任を果たすとともに、地域の中で子育ての喜びを享受できるようにする必要があります。

働く保護者が子どもとともに過ごせる時間を確保し、子育てに向き合うことができるよう、区の支援のもと、企業や地域、社会全体の取り組みとしてワーク・ライフ・バランスを推進するとともに、男性の育児参加に向けた取り組みを進めることが重要です。

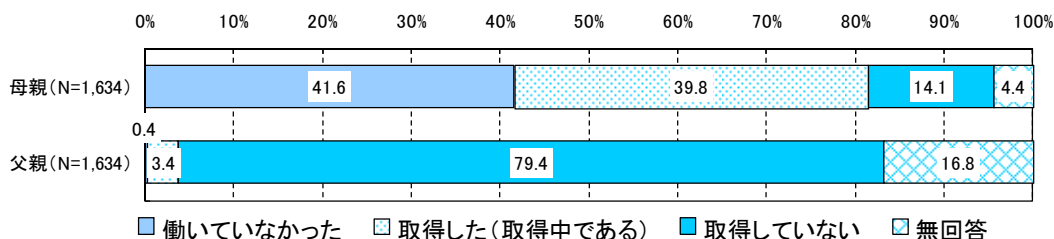
また、核家族や近隣関係の希薄化が進んでいるため、保護者の育児の不安や孤立化が進まないよう、地域の人々との交流やつながりを持ち、充実した生活を過ごせるよう支援していく必要があります。

このような行政、企業、地域の協力のもとに子育て家庭を支える社会づくりを行っていくことが重要です。

育児休業の取得状況

〔 Q あて名のお子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。 〕
 （母親・父親の別にあてはまるもの1つに○をつけてください）

男女ともに母親と父親の育児休業の取得状況をみると、「取得した」が母親では39.8%となっているが、父親では3.4%と少なくなっています。

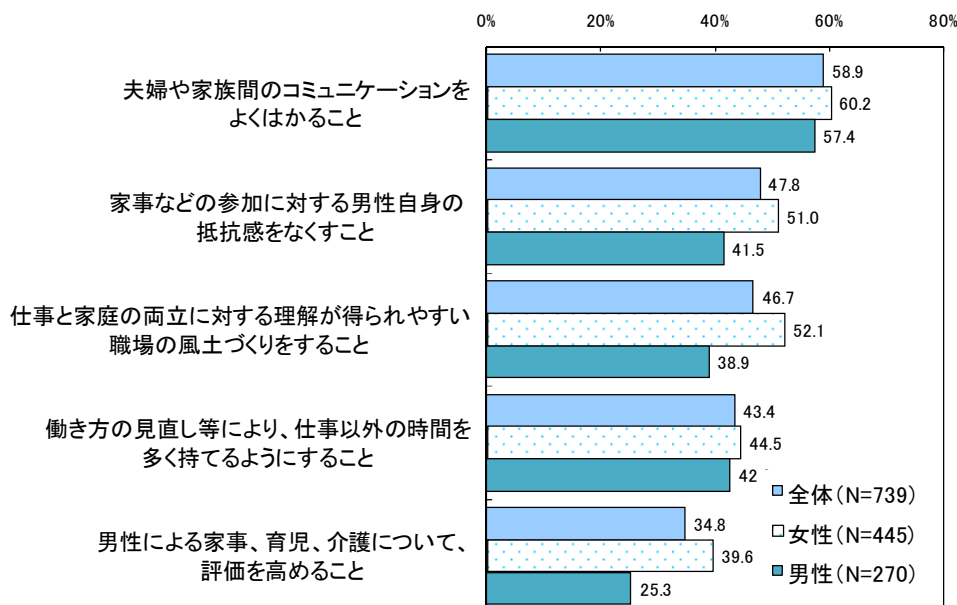


資料：平成 25 年度「中央区子ども・子育て支援新制度における利用希望把握調査」
 （就学前児童対象調査）より

男女がともに家事・育児・介護などに参加するために必要なこと

〔 Q あなたは、男性が女性とともに家事、育児、介護などに積極的に参加していくためには、 〕
 どのようなことが必要だと思いますか。 〕

男女ともに「夫婦や家族間のコミュニケーションをよくはかること」が最も多くなっています。次いで男性では「働き方の見直し等により仕事以外の時間を多く持てるようにすること」、女性では「仕事と家庭の両立に対する理解が得られやすい職場の風土づくりをすること」をあげています。



資料：平成 24 年度「中央区男女共同参画に関するアンケート調査」

取組の方向性

- ワーク・ライフ・バランスについては、さらに企業の理解を深め、企業に実践してもらうことが必要であるため、関心を持ってもらえるような意識啓発や講座の開催など事業内容の充実を図ります。
- 男性の育児への参加を促進し、男女が共同して子育てができる支援を推進します。
- 育児の孤立化による育児負担感や不安感の解消につながるよう、地域の人々とのつながりを深める交流事業を推進します。
- 親のみならず子どもも地域の様々な人たちと関わる機会を提供することにより、地域全体で子育てを推進する機運の醸成を図ります。

主な事業

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【担当課：総務課】

親子で過ごす時間は、子どもの成長に大切であるとともに、親にとっても喜びであることから、子どもとともに過ごす時間を増やせるような働き方や子育てに向き合う時間を作り出せるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく必要があります。

引き続き、講演会等の開催、パンフレットの発行、企業に対するコンサルタント派遣や推進企業の認定などにより、事業主やそこで働く人たちや地域住民等に対してワーク・ライフ・バランスについて普及啓発を図っていきます。

また、男性向けの家事・育児についての講座や子育て世帯の方の社会参加の場の提供等を拡充し、男女共同参画の視点から子育て世帯を支援していきます。



子ども・子育て支援に関連する施策の取組 第6章 144 参照

(2) 育児中の保護者の社会参加応援事業

【担当課：総務課】

育児に多くの時間を費やしている保護者に対し、女性センター「ブーケ21」において、育児から離れて自分自身を見つめ、社会参加の機会と自己啓発につながる学習・交流の場を提供します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
参加者：65人（託児件数53件） 開催回数：年6回 （奇数月第3水曜日）	引き続き育児中の保護者の社会参加の機会の提供を実施します。

(3) 子育て支援講座

【担当課：子ども家庭支援センター】

子育て中の親の親力向上と親同士の仲間づくりの機会になる講座の開催により、地域の子育てを支援します。

また、父親向けの子育て支援講座「パパ力UP講座」を開催します。

現況（平成25年度実績）	最終年度（平成31年度）目標
<子育て支援講座> 開催回数：13回 <パパ力UP講座> 土曜日開催。 父親13名、母親6名、子ども9名 が参加。	引き続き親力向上と地域組織力向上を 目的とした講座を実施します。

(4) 母子保健教育（プレママ教室、パパママ教室）

＜再掲 41 頁参照＞

【担当課：健康推進課】

プレママ教室、働く女性のためのプレママ教室、パパママ教室など、出産準備のための講座を実施することにより、子育ての正しい知識や子どもの事故防止の普及啓発、出産・子育てに向けた仲間づくりなど、保護者の子育てする力の向上に取り組めます。

(5) 文化のリレーの実施

＜再掲 53 頁参照＞

【担当課：文化・生涯学習課】

社会教育関係登録団体が、日頃の活動の中で培った知識や技能・文化を地域の子どもたちに伝承するとともに、地域の大人たちとの世代間交流を活発にします。

(6) 少年リーダー養成研修会の実施および地域におけるリーダーの育成

＜再掲 53 頁参照＞

【担当課：文化・生涯学習課】

小・中学生が将来、地域活動に参加して活躍するためのきっかけ作りとして、野外活動、レクリエーション、集団生活等を行う研修会を実施します。

また、少年リーダー養成研修会参加者によるOB会の設置等により、大学生スタッフの少年リーダー養成研修会への派遣や、子どもフェスティバル等の区の事業および地域活動への協力を推進します。

(7) 保育所での地域交流事業

＜再掲 50 頁参照＞

【担当課：子育て支援課】

保育園の施設等を利用し、区立保育園の子どもたちと地域の方々が、相互の交流を深め、子どもにとってより良い環境を整備して行きます。

(8) ファミリー・サポート・センター事業 <再掲 65 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業です。生後 57 日目から小学校 4 年生(軽度の障害を有する場合は小学校 6 年生まで)の子どもを対象に実施していますが、平成 27 年度から小学校 6 年生までに拡大予定です。

(9) 地域子育て支援拠点事業(子育て交流サロン「あかちゃん天国」) <再掲 66 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。子ども家庭支援センター及び区立児童館で実施します。

(10) 放課後児童健全育成事業(学童クラブ) <再掲 50 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。平日の放課後の他、土曜日、夏休み等の長期休業中に実施します。

(11) 放課後子供教室(子どもの居場所「プレディ」) <再掲 50 頁参照>

【担当課：教育委員会庶務課】

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業を実施します。

(12) 児童館運営 <再掲 52 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

区内の 18 歳未満の児童に健全な遊び場を提供し、健康の増進と豊かな情操を育てることを目的として、区内 8 カ所に児童館を設置しています。

児童を対象としたさまざまな行事を実施するほか、あかちゃん天国、乳幼児クラブ、学童クラブなどの事業を行うとともに保護者の子育てに関する相談や児童からの相談を受けています。

■乳幼児クラブ

児童館において、0 歳児から 2 歳児までの子どもを持つ親子を対象に、様々な遊びや季節感を取り入れた行事をとおして、親子の絆や地域の親同士・子ども同士の交流を深め、子育てを支援する「乳幼児クラブ」を実施します。

■児童館でのボランティア活動の推進

児童館の行事などを、子どもの健全育成活動を行う地区委員や民生・児童委員など各地域の方の協力により実施しています。また、あかちゃん天国で小学生等が乳幼児のお世話をするキッズボランティアを実施するなど、ボランティア活動を推進します。

(13) 児童虐待防止対策 <再掲 73 頁参照>

【担当課：子ども家庭支援センター】

児童虐待の早期発見・早期対応のために「子どもほっとライン」を設置するとともに、区民や関係機関に対して、児童虐待防止に向けたパンフレットやリーフレットを配布するなど、児童虐待防止に向けた普及啓発に取り組んできました。これらのPRをさらに強化していきます。

また、要保護児童等に対し、より迅速できめ細やかな支援を行うため、平成19年12月から子ども家庭支援センターを調整機関とする「中央区要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会の運営を行う中で児童虐待の根絶を目指し、さらに地域や関係機関との連携を強化していきます。



子ども・子育て支援に関する施策の取組 第6章 130 参照



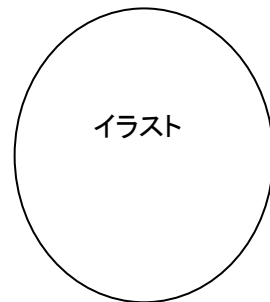
こども安全安心メール

区では、子どもを犯罪から守るための取り組みの一環として、保護者の方に地域の防犯情報等を直接配信できるシステム「こども安全安心メール」を導入しています。

これは、区が警察や地域の方から連絡のあった不審者の目撃情報等を、携帯電話やパソコンのメール機能を用いて、保護者の方に正確かつ迅速に提供するシステムです。

区内・区外の小・中学校、幼稚園および保育園等に通うお子さんの保護者の方がご利用いただけます。

イラスト



3 相談支援体制の整備

現状と課題

子どもが成長する過程において、育児をはじめ、子どもの心身の発育・発達、学校でのいじめや不登校、学習など、保護者はさまざまな問題や悩みに直面しながら子育てをしています。このような子育てに関する不安や悩みに対して、正しい知識や十分な情報が得られるよう、情報提供や相談体制の充実を図ることが重要です。また、子ども自身が悩みを相談できるような体制を整えることも必要です。

子ども家庭支援センターにおいて、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を設けるとともに、福祉センター、教育センター、保健所、区役所担当課などの各機関においても、それぞれの専門性に応じた相談を実施しています。子ども自身からの相談に関しては、教育センターで実施している教育相談において、「こども電話相談」の取組を行っています。各種相談窓口について区のホームページや子育てガイドブックに掲載するほか、こども電話相談のPRのための「ホットラインカード」を小・中学生に配布する等の取組を通じて周知に努めています。

各種相談窓口の相談件数の推移をみると、一部を除き概ね件数が増えている傾向にあり、加えて相談内容が複雑・多様化していることから、相談に応じる相談員の専門性を高めるなど、相談体制を充実していく必要があります。

各種相談窓口における相談件数の推移

平成21年度と平成25年度を比較すると「子どもと子育て家庭の総合相談」の相談件数は約1.5倍、「教育相談・子ども電話相談」の電話相談件数は減少傾向にありますが、来所相談（ケース件数）は約1.8倍と相談件数が増加している傾向にあります。（件）

年次			平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
乳幼児健康相談（フリー乳健）			2,425	2,591	2,463	2,371	2,628
子どもと子育て家庭の総合相談			230	219	254	230	337
教育相談・子ども電話相談	来所相談	ケース件数	149	161	188	233	261
		延べ件数	1,348	1,594	1,769	2,229	2,559
	電話相談	相談件数	152	160	134	120	111
ひとり親相談・女性相談	ひとり親相談		559	614	516	512	572
	女性相談		99	76	77	81	80
子どもの発達相談・指導	相談		1,426	1,332	1,409	1,472	1,604
	指導		2,770	3,113	3,060	3,111	3,114

取組の方向性

- 各種相談窓口について周知を継続するとともに、多様な相談に応じられるよう相談員の専門性を高め、相談体制の充実を図ります。

主な事業

(1) 乳幼児健康相談（フリー乳健） ＜再掲 42 頁参照＞

【担当課：健康推進課】

乳幼児の成長、発達、病気、育児の不安や子育てに関する相談に、小児科医、保健師、管理栄養士などが応じ、適切な相談支援を行います。

(2) 子どもと子育て家庭の総合相談、相談員による児童館巡回相談 ＜再掲 69 頁参照＞

【担当課：子ども家庭支援センター】

「子ども家庭支援センター（きらら中央）」において、保健・心理・福祉などの相談員による「子どもと子育て家庭の総合相談」を実施し、個別に適切な支援を行います。また、悩みや問題をより身近なところで相談できるように、地域の児童館への巡回相談を実施します。

(3) 教育相談・子ども電話相談 ＜再掲 69 頁参照＞

【担当課：教育委員会事務局指導室】

「教育センター」において、専任教育相談員（臨床心理士）による、しつけや不登校等の教育全般に関する相談を実施します。

このほか、小学校、幼稚園等へ専任教育相談員を派遣し、教育全般に関する相談を行います。

(4) ひとり親家庭相談・女性相談 ＜再掲 75 頁参照＞

【担当課：子育て支援課】

ひとり親家庭の自立に必要な相談や指導・助言を行います。女性相談では、保護を要する助成の発見に努め、各種の相談・指導や一時保護を行うなど、女性の保護更生を図ります。

(5) 子どもの発達相談・指導 ＜再掲 76 頁参照＞

【担当課：福祉センター】

高校生以下の心身の発達に関する様々な相談を受け、必要な検査・評価を行い、その成長過程に合わせ、適切な相談・指導を行います。